

令和7年度相談支援従事者指導者養成研修会

## PG02 政策の最新の動向

厚生労働省 社会・援護局  
障害保健福祉部 障害福祉課  
地域生活・発達障害者支援室

# 本科目の獲得目標・概要

## 内容・目的（標準カリキュラム）

- ・ 障害者福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（サービス管理責任者）
- ・ 児童福祉施策の最新の動向について理解することで、利用者の置かれている制度的環境の変化を認識する。（児童発達支援管理責任者）

- ・ 令和7年6月に実施した指導者養成研修以降の関連動向について、補足的に説明を行うもの。
- ・ 各都道府県が実施する法定研修への反映については、必要に応じて判断をお願いします。

### 初任研修 標準カリキュラム

### 現任研修 標準カリキュラム

### 主任研修 標準カリキュラム

2 日 目	講 義	障害者総合支援法の理念・現状とサービス提供プロセス及びその他関連する法律等に関する理解（1.5時間）
		障害者総合支援法及び児童福祉法における相談支援（サービス提供）の基本（1.5時間）

1 日 目	講 義	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法等の現状（1.5時間）
		本人を中心とした支援におけるケアマネジメント及びコミュニティソーシャルワークの理論と方法（3時間）
		実践研究及びスーパービジョンによる人材育成の理論と方法（1.5時間）

1 日 目	講 義	障害福祉施策等の動向（1時間）
		主任相談支援専門員の役割と視点（2時間）
		相談支援事業所における運営管理（3時間）

施策名：医療・介護等支援パッケージ(障害福祉分野)

※ 障害児支援分（こども家庭庁計上）を含めた場合は637億円

① 施策の目的

- 障害福祉分野の人材確保が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。
- ロボットやICT等のテクノロジーの導入を支援する。
- 人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス事業所に対するワンストップ型の支援体制を確保する。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

③ 施策の概要

**ア 障害福祉分野における賃上げに対する支援**

- ・足下の賃上げの状況等を踏まえ、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定における対応の一部の前倒しとして、障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援

439億円

※この他、障害児支援人材の賃上げ支援として183億円（こども家庭庁計上）

**イ 障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業**

- ・障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化に向けた、ロボットやICT等のテクノロジーの導入の支援

6.0億円

**ウ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート促進事業(都道府県等実施分)**

- ・人材確保や生産性向上等に取り組む障害福祉サービス等事業所に対するワンストップ型の支援体制の確保

5.6億円

**エ 障害福祉分野における人材確保・生産性向上サポート拠点整備事業(国実施分)**

- ・都道府県レベルでの総合的な支援体制の整備を促すとともに、生産性向上に係る効果的な取組・手法の全国展開

3.3億円

④ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉分野の職員の賃上げや人材確保・生産性向上の支援等を行うことで、障害福祉サービスの提供に必要な介護人材確保に繋がる。

① 施策の目的

- 障害福祉分野の職員の処遇改善については、累次の取組を講じてきた結果、福祉・介護職員の賃金は改善してきたものの、他産業とはまだ差がある状況。
- 障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあるため、他職種と遜色のない処遇改善に向けて、令和8年度障害福祉サービス等報酬改定において、必要な対応を行うこととし、報酬改定の時期を待たず、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げの支援を行う。

② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

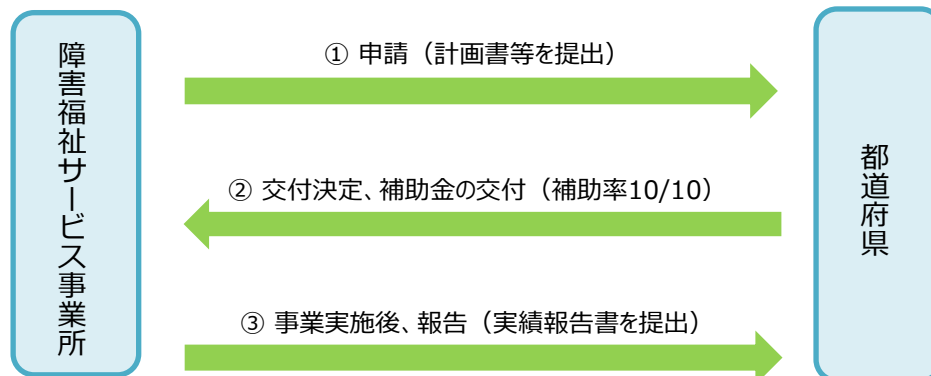
③ 施策の概要

- 障害福祉従事者に対して幅広く賃上げ支援(※)を実施。  
(※)処遇改善加算の対象サービスについては加算を取得し取組を推進する(又は見込み)事業者、対象外サービス(計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援)については処遇改善加算取得事業者に準ずる要件を満たす(又は見込み)事業者が対象

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- (1)支給要件・金額  
障害福祉従事者に対する幅広い賃上げ支援 1.0万円
- (2)対象期間:令和7年12月～令和8年5月の賃上げ相当額を支給

【執行のイメージ】



(注)サービスごとに交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給  
(国10/10で都道府県に支給。併せて交付額算出のための国保連システム改修費用及び国・都道府県の必要な事務費等も確保)

⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- 障害福祉分野の職員の賃上げ支援を実施することで、障害福祉サービス提供に必要な人材確保につながる。

# 1

## 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の 基本指針について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 障害福祉計画及び障害児福祉計画について(概要)

## 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条及び第89条

### (市町村障害福祉計画)

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

### (都道府県障害福祉計画)

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 区域ごとの各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

## 児童福祉法第33条の20及び第33条の22

### (市町村障害児福祉計画)

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

### (都道府県障害児福祉計画)

- ・ 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 当該都道府県が定める区域ごとの各年度の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- ・ 各年度の指定障害児入所施設等の必要入所定員総数 等

※ 障害福祉計画等は、3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

# (参考) 基本指針の策定スケジュール

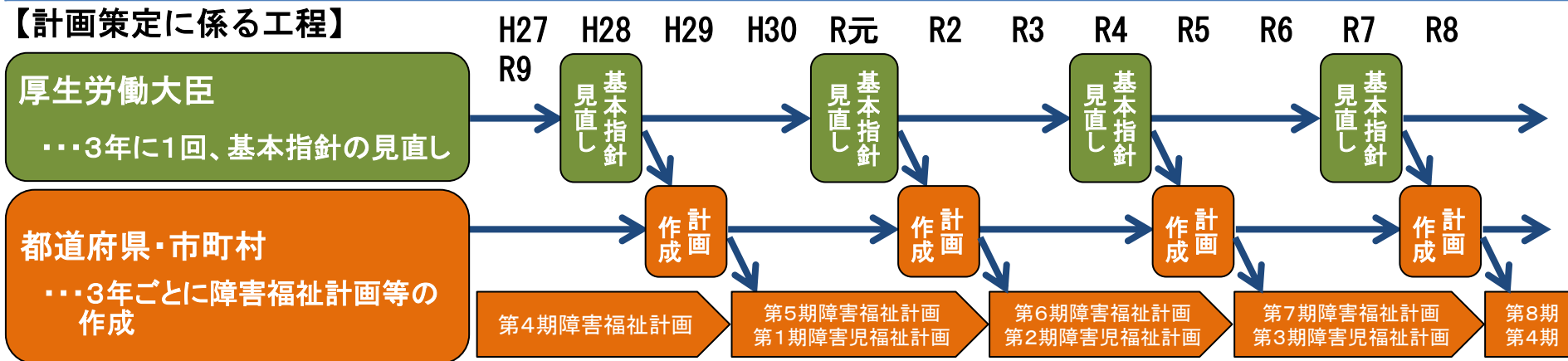
## 基本指針について

- 基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)第87条第1項の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- また、平成28年6月に公布した改正児童福祉法第33条19第1項の規定に基づき、障害児通所支援等の提供体制及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。
- 障害福祉計画及び障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画(令和9~11年度)を作成するための基本指針は令和8年3月告示予定。

## 【これまでの計画期間等】

第1期計画期間 18年度~20年度	第2期計画期間 21年度~23年度	第3期計画期間 24年度~26年度	第4期計画期間 27年度~29年度	第5期計画期間 第1期計画期(児) 30年度~2年度	第6期計画期間 第2期計画期(児) 3年度~5年度	第7期計画期間 第3期計画期(児) 6年度~8年度
平成23年度を目標として、地域の実情に応じた数値目標及び障害福祉サービスの見込量を設定	第1期の実績を踏まえ、第2期障害福祉計画を作成	つなぎ法による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、平成26年度を目標として、第3期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の施行等を踏まえ、平成29年度を目標として、第4期障害福祉計画を作成	障害者総合支援法の3年後見直し等を踏まえ、平成32年度(令和2年度)を目標として、第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和5年度を目標として、第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画を作成	障害者総合支援法の趣旨等を踏まえ、令和8年度を目標として、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画を作成

## 【計画策定に係る工程】



## (参考) 成果目標と障害福祉サービスの見込量(活動指標)との関係(イメージ)

社会保障審議会障害者部会

第149回(R7.9.25)

資料 1

### 達成すべき基本的な目標(成果目標)を設定する分野

障害福祉サービス、相談支援並びに市町村都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ③ 障害者の地域生活の支援
- ④ 福祉施設から一般就労への移行等
- ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

成果目標を設定

成果目標を踏まえて、サービス見込量等を設定

障害福祉サービスの実施等により成果目標の達成を目指す。

### 目標達成に向けて定期的な状況確認を行うべき指標(活動指標)

- ① 障害福祉サービス等の必要な量の見込み(利用者数、利用時間、利用人日)
- ② その他の追加指標

# 今後の障害者部会の検討スケジュール(イメージ)

- ・ 基本指針・成果目標等の見直しと、地域差・指定の在り方について、並行して検討を進める。
- ・ 10月までの議論を踏まえて秋頃に方向性を提示、年末以降、基本指針・成果目標等の見直し案を取りまとめる。

～8月	3/14 次期計画策定に向けた基本指針の見直し等の進め方、地域差等の論点提示 6/26 第6期計画の成果目標の実績、第7期計画の成果目標の集計を報告 7/24 地域差・指定の在り方(データ・論点を提示)
9月	9/25 基本指針の見直しのポイント、成果目標等の見直し候補を提示して議論
10月	10/1 地域差・指定の在り方について、7月の議論を踏まえ、データ・論点を提示等
11月	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;"> <p>基本指針・成果目標等の見直し (秋頃 方向性の議論)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;"> <p>地域差・指定の在り方 (秋頃 方向性の議論)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; background-color: #d9ead3; padding: 5px; text-align: center;"> <p>その他 (関係審議会の議論を踏 まえて必要に応じ検討)</p> </div> </div>
12月	<div style="border: 1px solid black; background-color: #fce4d6; padding: 10px; border-radius: 10px; width: 80%; margin: 0 auto;"> <p>基本指針・成果目標等の見直し案のとりまとめ</p> </div>
1月	
2月	
3月	

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等 の円滑な実施を確保するための 基本的な指針」改正後 概要（案）

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

# 「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の

## 1. 基本指針について

- 「基本指針」（大臣告示）は、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たっての基本的な方針。
- 都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。
- 第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る基本指針は、令和8年3月に告示予定。  
計画期間は令和9年4月～令和12年3月※。 ※ 3年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定が可能。

## 2. 本指針の構成

### 第一 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に関する

#### 基本的事項

- 一 基本的理念
- 二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方
- 三 相談支援に関する基本的考え方
- 四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方
- 五 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上に関する基本的考え方 **【新規】**

### 第二 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標（成果目標）

- 一 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 二 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 三 福祉施設から一般就労への移行等
- 四 障害児支援の提供体制の整備等
- 五 地域生活支援の充実
- 六 相談支援体制の充実・強化等
- 七 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上 **【新規】**
- 八 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 第三 計画の作成に関する事項

- 一 計画の作成に関する基本的事項
- 二 市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項
- 三 都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項
- 四 その他

### 第四 その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等

- 一 障害者等に対する虐待の防止
- 二 意思決定支援の促進
- 三 障害者の文化芸術活動、スポーツ等による社会参加等の促進
- 四 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 五 障害を理由とする差別の解消の推進
- 六 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

### 3. 基本指針見直しの主な事項

#### ①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援

- ・様々なデータを活用した地域移行者数の把握
- ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制確保の重要性を記載
- ・施設整備と計画に定める入所者数の削減目標の達成との整合
- ・入所施設における居室の個室化等の推進

#### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・システムの理念の明確化と実現に向けた、市町村における相談及び援助の体制整備や、それに対する都道府県における体制整備

#### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- ・就労選択支援事業所の設置、利用者数に関する成果目標の新設

#### ④障害児支援の提供体制の整備等

- ・地域支援体制の構築に係る成果目標について、4つの中核機能の確保を行うよう見直し
- ・インクルージョン推進の協議の場の設置に係る成果目標の新設
- ・のぞまないセルフプランの解消を目指しつつ、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保に関する成果目標の新設
- ・強度行動障害を有する障害児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備に関する成果目標の新設

#### ⑤地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置のより一層の推進
- ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- ・医療分野等との連携、ピアサポート等の重要性を記載
- ・協議会に障害当事者が参画することの重要性を記載

#### ⑥障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性の向上

- ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- ・人材確保やケアの充実のための生産性向上の支援体制の整備に向けた成果目標の新設
- ・障害当事者が研修に関わることの重要性を記載

#### ⑦障害福祉サービスの質の確保

- ・就労系サービスやグループホーム等の質の確保について、ガイドラインなどを踏まえた取組の重要性を記載
- ・障害福祉サービス等情報公表制度の公表率等に関する成果目標の新設
- ・障害福祉分野における運営指導・監査の重要性を記載

#### ⑧きめ細かい地域ニーズを踏まえた支援体制の整備

- ・様々な障害特性に応じたサービス提供体制の整備や専門人材の確保・育成等の重要性を記載
- ・意見申出制度の積極的な活用を念頭に入れた計画の検討
- ・意思疎通支援従事者の養成・派遣体制の整備、幅広い年齢層の支援者の養成、指導者の養成の促進に向けた取組の重要性を記載
- ・障害当事者に対するICT機器の利用支援に向けた取組の重要性を記載

#### ⑨高次脳機能障害者に対する支援

- ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえ、高次脳機能障害について、相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会設置の重要性を記載

#### ⑩人口減少地域におけるサービスの維持・確保

- ・中山間・人口減少地域におけるサービス提供体制の維持・確保の重要性を記載

#### ⑪「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・地域共生社会の実現に向けたより一層の取組の推進

#### ⑫住宅セーフティネット制度との連携

- ・住宅セーフティネット法に基づく賃貸住宅供給促進計画との調和や、住宅担当部局や居住支援協議会等との連携

#### ⑬地域差の是正・指定の在り方等

- ・地域差の是正に向けたサービス見込量の算出方法
- ・サービス利用者割合の多い自治体におけるいわゆる総量規制や意見申出制度の活用を要請
- ・重度障害者について個別の利用者数の見込みを設定するよう努める

#### ⑭障害者等に対する虐待の防止等

- ・自治体における調査の徹底と体制整備の強化、重篤事例等の検証のより一層の推進
- ・ガイドラインを踏まえた、意思決定支援の一層の推進
- ・希望する生活の実現に向けた母子保健・児童福祉の関係機関との連携

#### ⑮障害者スポーツによる社会参加等の促進

- ・スポーツを通じて社会参加するとともに共生社会の実現を目指すことの重要性を記載

#### ⑯災害時における障害福祉サービス提供の確保

- ・災害対策基本法等の改正を踏まえた、防災部局や職能団体等との連携
- ・施設・事業所等の耐災害性強化対策の必要性を記載

## 4. 成果目標(計画期間が終了する令和11年度末の目標)

### ①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和7年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和7年度末の5%以上削減

### ②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ・精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：319.3日以上
- ・精神病床における1年以上入院患者数
- ・精神病床への30日以上再入院率：退院後90日時点10.3%以下、退院後180日時点17.4%以下、退院後365日時点25.7%以下【新規】
- ・心のサポーター数：令和15年度末までに100万人以上【新規】
- ・K6により住民のこころの状態を把握【新規】

### ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和6年度実績の1.31倍以上
- ・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和6年度末実績の1.47倍以上
- ・就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
- ・協議会設置圏域ごとに就労選択支援事業所を設置。令和11年度の就労選択支援利用者を82,000人以上【新規】
- ・各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進

### ④障害児支援の提供体制の整備等

- ・4つの中核機能を確保：各市町村又は圏域、インクルージョン推進のための協議の場の設置：各都道府県・各市町村又は圏域【新規】
- ・難聴児支援を総合的に推進するための計画の策定：各都道府県、難聴児支援の中核機能を果たす体制及び新生児聴覚検査から療育等につなげる連携体制の構築：各都道府県（必要に応じて政令市）
- ・主として重症心身障害児を支援する事業所又は重症心身障害児を受け入れる体制を整備した事業所の確保：各市町村又は圏域

### ④障害児支援の提供体制の整備等（続き）

- ・医療的ケア児等支援に関する協議の場・コーディネーターの配置：各都道府県・各市町村又は圏域（都道府県の協議の場には医療的ケア児支援センターが参画）
- ・障害児入所施設からの移行調整の協議の場の設置：各都道府県・政令市
- ・障害児等への伴走的な相談支援体制の構築及び連携体制の確保：各市町村又は圏域【新規】
- ・強度行動障害を有する児に関する支援ニーズを把握及び支援体制の整備：各市町村又は圏域【新規】

### ⑤地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

### ⑥相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等
- ・相談支援体制の地域診断を行った上で体制の強化を図ることにより、令和11年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロとする【新規】

### ⑦障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

- ・人材確保や生産性向上に関するワンストップ窓口の設置【新規】
- ・生産性向上等に向けた関係者の連携を図る協議会の設置【新規】
- ・都道府県における相談支援専門員研修等の実施

### ⑧障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
- ・各都道府県等の障害福祉サービス等情報公表制度における管内事業所の公表率及び更新率（毎年度1回）を100%とする【新規】

## 5. 活動指標

### ① 施設入所者の地域生活への移行等

#### (都道府県・市町村)

- 居宅介護の利用者数、利用時間数 ○ 重度訪問介護の利用者数、利用時間数
- 同行援護の利用者数、利用時間数 ○ 行動援護の利用者数、利用時間数
- 重度障害者等包括支援の利用者数、利用単位数 ○ 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数 ○ 就労選択支援の利用者数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数 ○ 就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数
- 就労定着支援の利用者数 ○ 療養介護の利用者数
- 短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数 ○ 共同生活援助の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ○ 施設における居室の個室化等の取組状況 **【新規】**
- 計画相談支援の利用者数 ○ 地域移行支援の利用者数 ○ 地域定着支援の利用者数
- 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数 **【新規】**

### ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

#### (都道府県・市町村)

- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標設定及び活動状況の把握・評価
- 心のサポーター養成研修実施回数 **【新規】** ○ 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数 **【新規】**
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数 ○ 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数 ○ 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立訓練（生活訓練） ○ 精神障害者の短期入所の利用者数 **【新規】**

#### (都道府県)

- 精神病床からの退院後の行き先別の退院患者数

### ③ 地域生活支援の充実

#### (都道府県・市町村)

- 地域生活支援拠点等の設置箇所数とコーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等における機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数

### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

#### (都道府県)

- 障害者に対する職業訓練の受講者数
- 福祉施設から公共職業安定所に誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設から障害者就業・生活支援センターに誘導した福祉施設利用者数
- 福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職した者の数

### ⑤ 発達障害者等に対する支援

#### (都道府県・市町村)

- 発達障害者地域支援協議会の開催回数 ○ 発達障害者支援センターによる相談支援の件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数
- 発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数
- ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数
- ペアレントメンターの人数 ○ ピアサポートの活動への参加人数

### ⑥ 高次脳機能障害者に対する支援 **【新規】**

#### (都道府県)

- 高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数 **【新規】**
- 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発の件数 **【新規】**

### ⑦ 障害児支援の提供体制の整備等

#### (都道府県・市町村)

- 児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数 ○ 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数 ○ 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数 ○ 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数 **(都道府県)**
- 福祉型障害児入所施設の利用児童数 ○ 医療型障害児入所施設の利用児童数
- 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数

### ⑧ 相談支援体制の充実・強化等

#### (都道府県)

- 都道府県における相談支援の体制整備の取組 **【新規】**
- (市町村)**
- 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数
- 基幹相談支援センターの人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の割合
- 基幹相談支援センターによる協議会の運営の関与の有無
- 協議会における個別事例の検討を通じた、地域における課題解決に向けた取組

### ⑨ 障害福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

#### (都道府県)

- 相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数
- 相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数
- 都道府県ごとに設置された人材確保等に関するワンストップ窓口において、障害福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する支援を利用した事業所数 **【新規】**
- 指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合 **【新規】**

### ⑩ 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

#### (市町村)

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修の参加人数
- 障害者自立支援審査支払システム等での審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数 **(都道府県・市町村)**
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体と共有する体制の有無及びそれに基づく共有回数

# セルフプランについて（障害者総合支援法等の規定）

## ○障害者総合支援法（抄）

（支給要否決定等）

第二十二条 市町村は、第二十条第一項の申請に係る障害者等の障害支援区分、当該障害者等の介護を行う者の状況、当該障害者等の置かれている環境、当該申請に係る障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向その他の主務省令で定める事項を勘案して介護給付費等の支給の要否の決定（以下この条及び第二十七条において「支給要否決定」という。）を行うものとする。

2～4 （略）

5 前項の規定によりサービス等利用計画案の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、主務省令で定める場合には、同項のサービス等利用計画案に代えて主務省令で定めるサービス等利用計画案【セルフプラン】を提出することができる。

6～8 （略）

## ○障害者総合支援法施行規則（抄）

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合）【セルフプランが認められる場合】

第十二条の四 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定める場合は、身近な地域に指定特定相談支援事業者がない場合又は法第二十条第一項の申請に係る障害者又は障害児の保護者が次条に規定するサービス等利用計画案の提出を希望する場合とする。

（法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案）【セルフプラン】

第十二条の五 法第二十二条第五項に規定する主務省令で定めるサービス等利用計画案は、指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案とする。

(6) セルフプランについて

いわゆる「セルフプラン」（以下単に「セルフプラン」という。）については、従前よりお示ししてきたとおり、**「障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものであるが、自治体が計画相談支援等の体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者をセルフプランに誘導するようなことは厳に慎むべき」という方針**に変わりはない。本方針を踏まえ、各自治体においてはセルフプランに関して以下の取組を行うことが望ましい。

- 1) **セルフプランを作成している者への意向調査を行うことにより、相談支援専門員によるケアマネジメントの希望の有無等を把握すること。**
- 2) **計画相談支援を提供する体制が十分でないためにセルフプランを作成している者が多い市町村については、体制整備のための計画を作成すること。**
- 3) セルフプランにより支給決定されている事例について、第四の2の(2)の3)のモニタリング結果の検証等とあわせて一定数を抽出し、**基幹相談支援センター等による事例検討等において検証を行い、必要に応じてセルフプラン作成者に対して、専門的見地からの助言等を行うこと。**

なお、3)の取組については、専門的見地を持つ相談支援専門員の助言により、セルフプラン作成者に対して新たな気づき生まれ、セルフプランを自らの意思で見直すこと等により、本人等のエンパワメントをより引き出すという趣旨である。このため、セルフプラン作成者と一定期間の関係性を持ち、信頼関係を醸成した上で、助言等を行うことが望ましい。

## 2 のぞまないセルフプランの解消について

### これまでの対応

- 相談支援事業者以外の者が作成するセルフプランは、身近な地域に指定特定相談支援事業所がない場合又は障害者や障害児の保護者が希望する場合に利用が認められているものである。
- 相談支援事業所数や利用者数は年々増加している一方、セルフプランの割合は地域ごとにばらつきが大きくなっており、まず、令和7年3月から、都道府県ごとに加え、市町村ごとのセルフプラン率を国が公表し、見える化を図ったところ。（令和6年3月末時点の全国のセルフプラン率：計画相談15.8%、障害児相談30.7%）
- 相談支援人材の確保対策としては、以下の取組を実施。
  - ① 令和6年度報酬改定における、計画相談等の基本報酬や各種加算の見直しによる経営状況の改善や、「相談支援員」の創設による人員体制の確保
  - ② 令和6年度補正予算による、法定研修の強化（国研修の拡充、都道府県研修に対する10/10補助）
- また、令和4年の障害者総合支援法の改正における基幹相談支援センターの強化を踏まえ、地域における相談支援の体制整備の再構築を行っているところであるが、基幹相談支援センターの市町村の設置率は、未だ約6割の設置状況（または機能が不十分）であり、令和6年度から令和8年度に向けて、以下の取組等を実施。
  - ① 都道府県とのブロック会議、市町村向けオンライン研修の開催（令和6年度～令和8年度の実施を予定）
  - ② アドバイザーによる基幹相談支援センター等の設置・機能強化促進モデル事業の実施（〃）

### 今後の方向性

- 引き続き、各自治体の状況が見える化し、各自治体における地域の状況を自ら分析する取組を促しながら、次期障害福祉計画に改善に向けた取組を記載していくべきではないか。あわせて、相談支援体制の充実強化等も進めつつ、各自治体におけるのぞまないセルフプランの解消の取組を促していくべきではないか。

# (自立支援) 協議会の概要

## 経緯

- (自立支援)協議会は、**地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえて、地域のサービス基盤の整備を進めていくこと及び関係機関等の連携の緊密化**を図る役割を担うべく整備がすすめられてきた。
- その役割が重要であるにも関わらず法律上の位置付けが不明確であったため、障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化された。
- 平成25年4月の障害者総合支援法の施行により、**自立支援協議会の名称について**地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、**当事者及びその家族の参画が明確化**された。

## 概要

- (自立支援)協議会の設置は、地方公共団体(共同設置可)の努力義務規定。(法89条の3第1項)
- **都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更**しようとする場合、あらかじめ、(自立支援)協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。(法88条第9項、89条第7項)
- 設置状況(R7.4月時点) 市町村 : 1,693自治体(設置率約97%)  
都道府県 : 47自治体(設置率100.0%)

※構成メンバーについては、設置地方公共団体の**地域の実情に応じて選定**されるべきものである。

(想定される例) ※都道府県協議会については市町村も参画

相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健所、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、不動産関係事業者、障害者関係団体、障害者等及びその家族、学識経験者、民生委員、地域住民 等

都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする。

## 主な機能と留意点

### 主な機能

- ・個別事例への支援のあり方に関する協議、調整
- ・地域における障害者等への支援体制等に関する課題（以下、地域課題という）の抽出、把握や共有
- ・地域における相談支援体制や福祉サービス等の整備状況や課題等の抽出、把握や共有
- ・地域における関係機関の連携強化
- ・社会資源の開発・改善等の地域課題への対応に向けた協議や取組の実施
- ・市町村障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定過程での助言等、計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言等
- ・都道府県協議会との連携

等

### 留意点

- 協議会は、地域における障害者等の相談支援の個別事例等を通じて明らかになった地域課題を共有し、その課題を踏まえて地域における障害者等の支援体制の整備につなげていく取組を着実に進めていくことが重要であり、効果的に協議会を運営するため、以下の取組を行うこと。
  - ・必要に応じ、専門部会等を設置し、協議を行うこと。
  - ・個別事例の支援のあり方についての協議を通じた地域課題の抽出を促進させるため、地域の相談支援事業者等の参画を広く求める専門部会等（例：相談支援部会、協議会運営会議等）を設置し、定期的を開催すること。
  - ・市町村の担当部署と基幹相談支援センターが共同で事務局を担当すること。
- 地域の相談支援体制を強化するため、以下の取組を実施すること。
  - ・市町村が実施する障害者相談支援事業の検討・評価（障害者相談支援事業を市町村が指定相談支援事業者に委託する場合、事業運営の中立性・公平性を確保する観点で委託事業者の事業運営等について評価する取組を含めること）
  - ・基幹相談支援センターの設置方法や専門的職員の配置に関する協議、事業実績の検証
  - ・地域における相談支援従事者の質の向上を図るための取組
- 地域の支援体制強化のため、以下の取組を実施すること。
  - ・地域における課題等について都道府県協議会への必要に応じた報告
  - ・障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議

都道府県自立支援協議会は、都道府県全域の障害者等への支援体制の整備に向け、主導的役割を担う協議の場として設置されるもの。

## 都道府県協議会の主な機能

- ・ 都道府県内における障害者等への支援体制に関する課題の共有
- ・ 都道府県内における相談支援体制の整備状況や課題、ニーズ等の把握(市町村協議会ごとの課題、ニーズ等を含む。)
- ・ 都道府県内における関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善等に向けた協議 ・ 相談支援従事者の人材確保・養成方法(研修のあり方を含む。)の協議
- ・ 管内市町村が実施する基幹相談支援センター等機能強化事業の評価・助言
- ・ 都道府県相談支援体制整備事業によって配置するアドバイザーの職種や人員等に関する協議
- ・ 障害者虐待の未然の防止、早期発見・早期対応に向けた体制構築に関する協議
- ・ 都道府県障害福祉計画の進捗状況の把握や必要に応じた助言
- ・ 専門部会等の設置、運営 等

※ 都道府県協議会は、上記の機能を果たすに当たって、市町村協議会から報告のあった課題等に留意すること。

## 都道府県相談支援体制整備事業の概要

### 実施要綱

**目的** 都道府県に、相談支援に関するアドバイザーを配置し、地域のネットワーク構築に向けた指導・調整等の広域的支援を行うことにより、地域における相談支援体制の整備を推進することを目的とする

### 事業内容

- ・ 地域のネットワーク構築に向けた指導、調整
- ・ 地域で対応困難な事例に係る助言等
- ・ 地域における専門的支援システムの立ち上げ援助  
例：権利擁護、就労支援などの専門部会
- ・ 広域的課題、複数圏域にまたがる課題の解決に向けた体制整備への支援
- ・ 相談支援従事者のスキルアップに向けた指導
- ・ 地域の社会資源（インフォーマルなものを含む）の点検、開発に関する援助等

### アドバイザー

- ・ 地域における相談支援体制整備について実績を有する者
- ・ 相談支援事業に従事した相当基幹の経験を有する者
- ・ 社会福祉など障害者支援に関する知識を有する者

### 留意事項

都道府県が設置する協議会において、配置するアドバイザーの職種や人員等について協議すること。

「する協議会の設置運営について」(令和6年3月29日 障発0329第26号、こ支障第89号)



# 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の 基本指針について

ひと、くらし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 障害者地域生活支援体制整備事業費（都道府県とのブロック会議等の開催）

令和7年度当初予算案 11百万円（11百万円）※（）内は前年度予算額

## 1 事業の目的

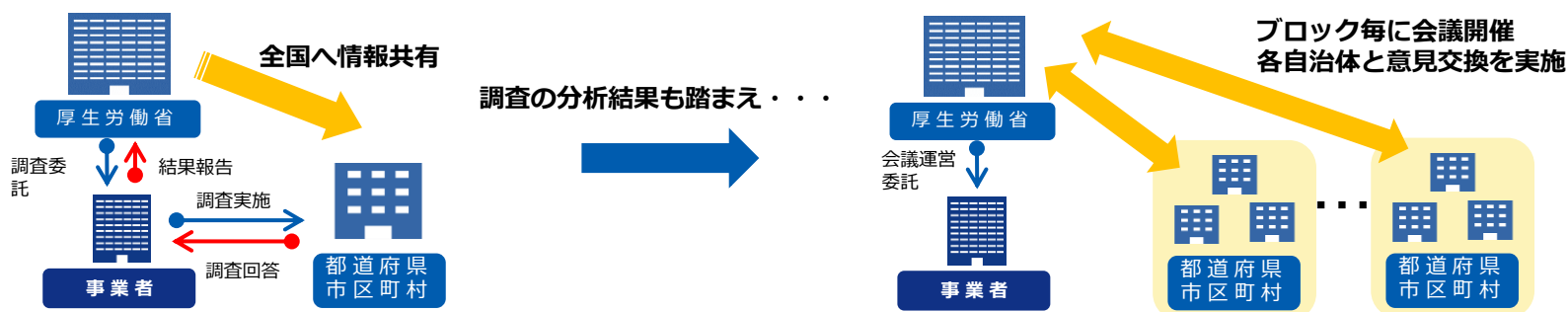
障害者総合支援法の改正により、令和6年4月1日から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となり、（自立支援）協議会についても、地域課題の抽出及びその解決を図る機能を促進するための改正が行われた。

当該法改正を踏まえ、第7期障害福祉計画に係る国の基本指針においても、基幹相談支援センター等の設置・整備等について盛り込まれたところであり、市町村における基幹相談支援センター等の全市町村における設置・整備及び協議会の効果的な運営に向けて、国が主導的な立場で各自治体に対して支援を図るもの。

## 2 事業の概要・スキーム

- 国において、各自治体における相談支援の体制整備等の状況（基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等の設置・整備状況、（自立支援）協議会の運営状況等）について調査を実施し、**現状及び課題について詳細に分析・把握。**
- 当該調査結果により把握した地域の体制整備の状況も踏まえ、基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等をはじめとする地域の相談支援体制等の強化や（自立支援）協議会の効果的な運営のため、**国と自治体の間で意見交換等を実施するためのブロック会議や市町村との意見交換会等を開催する。**

※ 令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：国（民間事業者への委託可）

# 障害者地域生活支援体制整備事業（都道府県とのブロック会議・市町村オンライン研修の開催）

令和6年度

## きっかけづくり

- ☑ 基幹・拠点・協議会の目指すべき方向性、令和6年度報酬改定や障害福祉計画の概要などを確認。
  - ☑ 全国の好事例を通じた基幹・拠点・協議会の連携の重要性や、機能させるための方法を学ぶ。
  - ☑ グループワークにより  
（都道府県）「1年後の目標」と「具体的な取組」の議論し、担当者・関係者で共有。  
（市町村）他自治体の課題や現状を共有し、各自治体の取組のヒントを得る。
- 各都道府県においては、今後の管内での推進方策の検討を行うとともに、各市町村職員等においても制度の趣旨や各事業の意義等の理解が深まり、地域の相談支援機関との連携の重要性を学ぶ機会となり、好評を得るものとなった。
- 都道府県に対しては管内の市町村向けの伝達研修等を依頼していたところ、これまでに複数の都道府県において管内市町村向け研修が開催されている状況。機運醸成や取組のきっかけづくりの一助となり、大きな成果となった。

令和7年度

## 振り返りと実践

- ☑ 地域生活支援体制整備に取り組むためのツール（チェックリスト等）や参考情報を提供。
- ☑ 積極的に取り組んでいる自治体からの事例を紹介（実践者の目線からのリアルな声の提供）
- ☑ グループワークにより  
（都道府県）令和6年度に検討した「目標」と「取組」の進捗状況と現在抱える課題の共有や検討。  
（市町村）チェックリストで把握した現在の取組状況と課題について、他自治体と意見交換。  
都道府県への要望の取りまとめ。 ※チェックリストの結果と要望事項は、都道府県に共有。

アンケート結果等を踏まえて、今年度の事業について評価し、見えてきた課題等は次年度の取組の参考とする

令和8年度

## 取組の継続・定着

令和6年度、7年度事業の参加者からのアンケート結果及び有識者や自治体等で構成される検討会での議論を踏まえ検討

# 都道府県による基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等整備推進事業（地域生活支援促進事業）

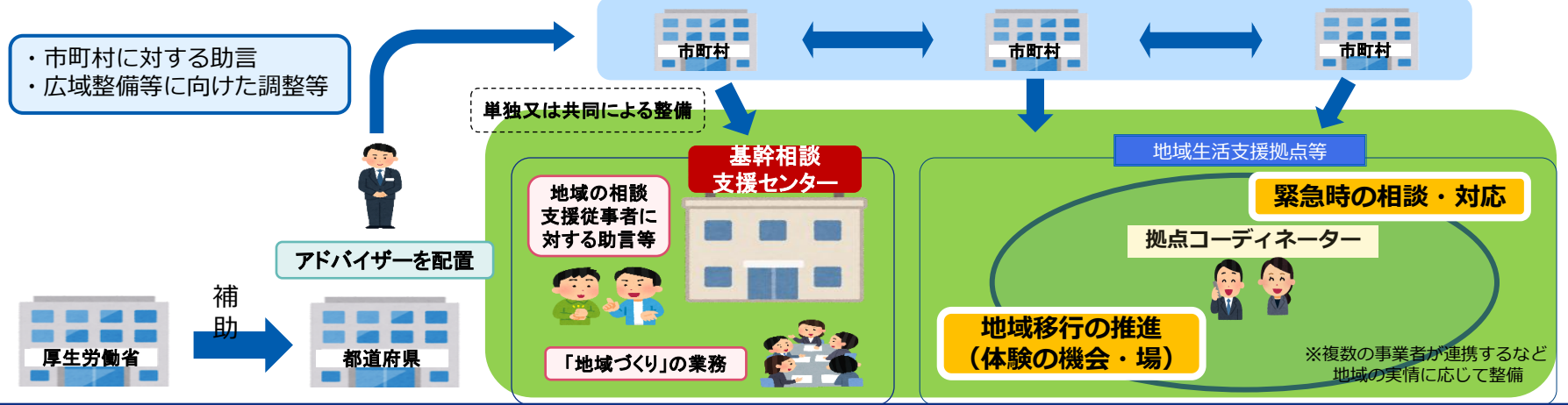
令和7年度当初予算案 32百万円（32百万円）※（）内は前年度予算額

## 1 事業の目的

- 障害者総合支援法の改正により、令和6年4月から、基幹相談支援センターの設置及び地域生活支援拠点等の整備が市町村の努力義務となるが、整備市町村は約半数にとどまっていることに加え、都道府県毎に整備状況のばらつきがある。
- 同法改正により、都道府県による市町村への広域的な支援の役割を明記したことを踏まえ、都道府県による市町村への基幹相談支援センター等の設置・整備及び運営に係る広域的な支援を促進することにより、各自治体における基幹相談支援センター等の設置・整備の促進を図る。

## 2 事業の概要・スキーム

- ・ 都道府県にアドバイザーを設置し、市町村に対する基幹相談支援センター及び地域生活支援拠点等の設置・整備並びに運営に関する助言や、広域での設置・整備に向けた調整等の支援を行う。  
※基幹相談支援センター等の整備率が低い都道府県10県程度、かつ、令和8年度まで3年間の時限的な実施を想定



## 3 実施主体等

- ◆ 実施主体：都道府県 ◆ 補助率：国1/2、都道府県1/2



## 地域生活支援拠点等の整備について

ひと、暮らし、みらいのために



厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

# 地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、緊急時の対応や施設や病院等からの地域移行の推進を担う地域生活支援拠点等については、令和6年度から障害者総合支援法に位置付けられるとともに、その整備に関する市町村の努力義務が設けられた。

## 【地域生活支援拠点等が担うべき機能（改正後の障害者総合支援法第77条第3項）】

- ① 居宅で生活する障害者等の、障害の特性に起因して生じる緊急の事態における対処や緊急の事態に備えるための相談に応じること、支援体制の確保のための連携や調整。緊急時における宿泊場所の一時的な提供等の受入体制の確保
- ② 入所施設や病院、親元からの地域移行に向けた、一人暮らしやグループホーム等の体験利用の機会の提供や、その為の相談や情報提供、関係機関との連携・調整等
- ③ 障害者の地域生活を支える専門的人材の確保・育成等

- 市町村は、特に、既存のサービス・体制のみでは対応が難しく、市町村が中心となって有機的な連携体制の構築も含め対応が必要となる、地域における生活への移行及び継続を希望する障害者等に対して、上記の機能を整備する。
- 都道府県は、管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な見地からの助言、その他の援助を行う。

## 本人・家族等の支援のネットワーク(イメージ)

市町村(整備・設置主体) \* 複数の市町村で共同設置可

### 地域生活における安心の確保

#### 障害者

#### 日常的な生活支援

- ・相談支援事業者
- ・サービス事業者等

### ○ 地域生活支援拠点等

(地域生活の緊急時対応や地域移行を推進する機能を地域で整備)



#### 拠点コーディネーター



緊急時に備えた相談・緊急時の対応

地域移行の推進(体験の機会・場の確保等)

### 地域生活への移行・継続の支援

#### 地域移行に関する支援

- ・医療機関からの地域移行
- ・入所施設からの地域移行
- ・親元からの自立等

○ 基幹相談支援センター(地域の相談支援の中核機関)

○ 協議会(個別事例を通じた地域課題の共有、地域の支援体制の整備に向けた協議の場)

都道府県(管内市町村における整備や機能の充実にに向けた広域的な支援)

## 4 地域生活支援拠点等の機能強化について

地域生活支援拠点等の整備の推進及び機能強化について（令和6年3月29日障障発第0329第1号）

### （1）拠点コーディネーターの配置

拠点関係機関から構成されるネットワークの運営や機能の充実等の総合調整を図り、情報連携等を担うコーディネーター（以下「拠点コーディネーター」という。）は、地域生活支援拠点等の機能を充実させるため、整備の主体である市町村とともに、効果的な支援の連携体制を構築することを目的に配置する。

**【令和6年度新設】地域生活支援拠点等機能強化加算 500単位/月**

\* 拠点コーディネーター1名につき100回/月を上限（地域移行支援、自立生活援助、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援）

### （2）地域生活支援拠点等の機能を担う機関の拡充について

地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等を拡充することにより、地域の支援体制の強化を図る。

- ① 緊急時に備えた相談等を実施する相談支援事業所や日中活動系サービス事業所等
- ② 緊急時に支援を提供する短期入所事業所や訪問系サービス事業所等
- ③ 体験の場を提供する共同生活援助事業所や日中活動系サービス事業所等
- ④ その他地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な関係機関

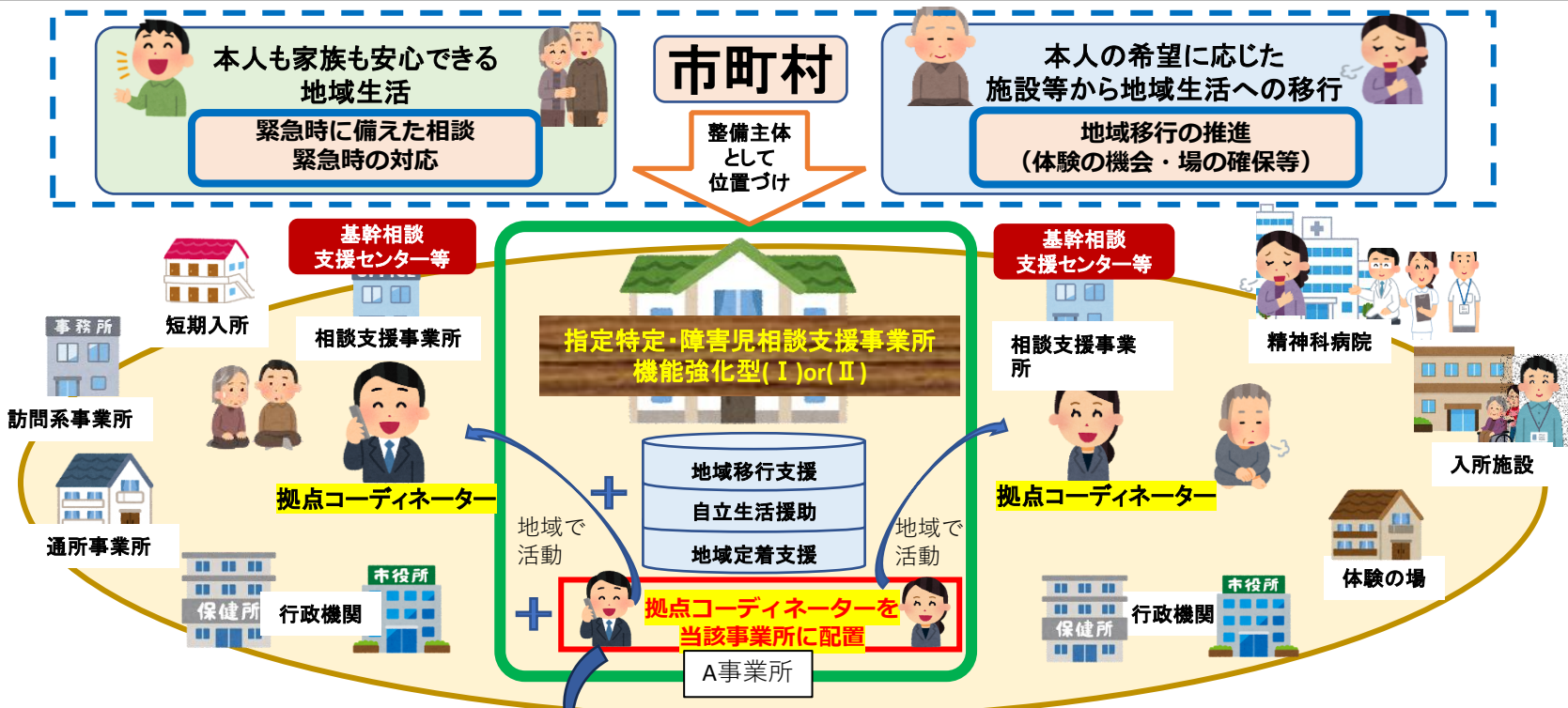
### （3）専門的人材の確保・養成等について

障害特性に応じた支援を行える人材を確保・養成するための研修等の実施や、地域の連携体制を充実するための関係機関の会議の実施等、地域生活支援拠点等の機能の充実に必要な事業を実施する。

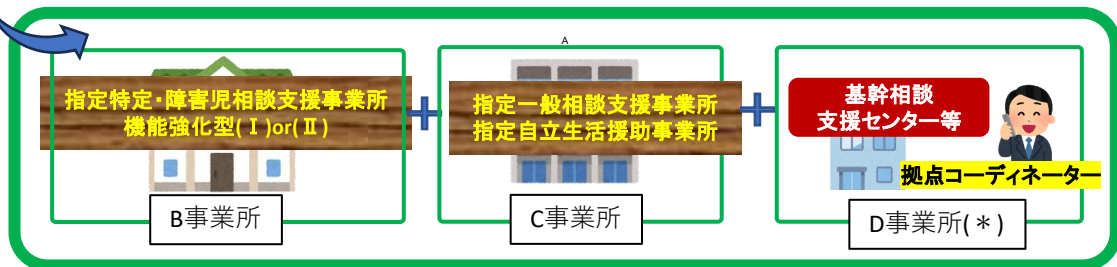
- ① 地域の実情に合わせて専門的人材を育成する研修等の実施（都道府県で実施する研修等の活用も含む）
- ② 地域生活支援拠点等の検証・検討等を行う協議の場の実施や協議会、事業所の連絡会等を活用
- ③ その他地域生活支援拠点等の機能強化に必要な事項

# 拠点コーディネーターの配置（イメージ）

- ① 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所が**単独**で配置する場合



- ② 市町村が整備する地域生活支援拠点等において、拠点コーディネーターを地域の中核的な相談支援事業所等で**共同**して配置する場合



\* 拠点コーディネーターは加算対象以外の事業所にも配置可。

# 地域生活支援拠点等機能強化加算について

## ○ 地域生活支援拠点等機能強化加算（500単位/月）

- ① 「計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型基本報酬（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを同一の事業所で一体的に提供又は相互に連携して運営」

計画相談  
支援

障害児  
相談支援

地域移行  
支援

地域定着  
支援

自立生活  
援助

・ 障害特性に応じた高い専門性を必要とする対象者の、生活支援のニーズに合わせて支援を提供できる体制を確保するため。

\* 地域生活支援拠点等機能強化加算において、この5つのサービスの総称を「拠点機能強化サービス」とする。

- ② 「かつ、市町村から地域生活支援拠点等に位置づけられた相談支援事業者等において、情報連携等を担う拠点コーディネーターを常勤で1以上配置した場合。」

拠点機能強化  
サービス



拠点コーディネーターが  
常勤専従で配置されている



市町村が地域生活支援拠点等  
として位置づけている

- \* 上記3点の要件を満たしている事業所を「拠点機能強化事業所」と称する。  
\* 拠点機能強化事業所は、「地域生活支援拠点等機能強化加算」を算定することができる。

- ③ 「拠点コーディネーターを配置した当該相談支援事業所等（拠点機能強化事業所）は、配置した拠点コーディネーター1人につき、合計100回/月までの算定を可能とする。」

「拠点コーディネーターの役割は、地域における連携体制の構築であり、個別給付に係る支援の実施が配置の目的ではないことを当該相談支援事業所等は留意。原則、個別給付に係る業務は行わない。」



拠点コーディネーターを1名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月100/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。



拠点コーディネーターを2名配置 …… 拠点機能強化事業所は、合計で月200/回地域生活支援拠点等機能強化加算を算定することができる。

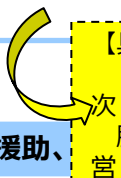
- \* 地域生活支援拠点等機能強化加算は、拠点コーディネーターの人件費に充当することを想定している。ただし、その他拠点コーディネーターの旅費や通信費といった活動費等、拠点コーディネート機能にも活用できる。

# 自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援の充実

令和6年2月6日  
障害福祉サービス等改定検討チーム  
に加算

## ① 対象者の明確化（自立生活援助、地域定着支援）

- 同居する家族に疾病、障害等のない場合でも、本人の生活環境が大きく変わるタイミングなどに手厚い支援が必要となる場合に、サービスが利用できる対象者を明確化する。



【具体例】

地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高

次  
営

脳機能障害等の状態にある者等について、同居する家族が障害、疾病等でない場合であっても、地域生活を

## ② 基本報酬の見直し（自立生活援助、 障）

- 障害者の地域移行の推進や経営の実態
- 効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、月に電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

むための支援を必要としている者はサービスの対象とする。

効果的な支援の提供が可能と認められる場合には、月1回の訪問に加えて、月に電話等を活用した支援が可能となるよう、サービス提供の方法を弾力化するとともに、支援の実態に応じた基本報酬区分を新設する。

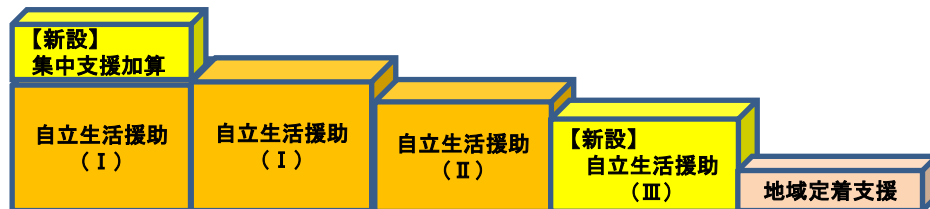
<b>自立生活援助</b>	【現 行】	自立生活援助サービス費（Ⅰ）1,558単位／月（30人未満）	1,090単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ）1,166単位／月（30人未満）	817単位／月（30人以上）
【見直し後】		自立生活援助サービス費（Ⅰ） <b>1,566</b> 単位／月（30人未満）	<b>1,095</b> 単位／月（30人以上）
		自立生活援助サービス費（Ⅱ） <b>1,172</b> 単位／月（30人未満）	<b>821</b> 単位／月（30人以上）
	【新 設】	<b>自立生活援助サービス費（Ⅲ） 700単位／月</b> * 居宅への訪問とテレビ電話等を活用した支援をそれぞれ月1回ずつ以上で算定	
<b>地域移行支援</b>	【現 行】	地域移行支援サービス費（Ⅰ）3,504単位／月	（Ⅱ）3,062単位／月、（Ⅲ）2,349単位／月
	【見直し後】	地域移行支援サービス費（Ⅰ） <b>3,613</b> 単位／月	（Ⅱ） <b>3,157</b> 単位／月（Ⅲ） <b>2,422</b> 単位／月
<b>地域定着支援</b>	【現 行】	・体制確保費 306単位／月	緊急時支援費（Ⅰ）712単位／日 緊急時支援費（Ⅱ）95単位／日
	【見直し後】	・体制確保費 <b>315</b> 単位／月	緊急時支援費（Ⅰ） <b>734</b> 単位／日 緊急時支援費（Ⅱ） <b>98</b> 単位／日

## ③ 集中的な支援の評価（自立生活援助）

- 利用者の支援の必要性に応じて、おおむね週1回を超えて訪問による支援を集中的に実施した事業所に対する加算を新設する。

【新設】集中支援加算 **500単位／月**

\* 自立生活援助サービス費(Ⅰ)において、月6回以上の訪問による支援を実施した場合に加算



## ④ サービス提供体制の推進（自立生活援助）

- **併設する相談支援事業所において、地域相談支援の業務に従事する相談支援専門員を配置することで、自立生活援助事業所のサービス管理責任者とみなすことができるよう、人員基準を見直す。**
- サービス管理責任者を常勤専従で自立生活援助事業所に配置する場合には、配置基準を60：1とする。
- 多様な事業主体の参入を促す観点から、現行、一定の要件を満たす障害福祉サービス事業者等に限定されている実施主体に係る要件を廃止する。

## 事務処理要領において対象者の例示を追記（＊地域定着支援にも同様の記載を追記）

### (17) 自立生活援助

#### ア サービスの内容（法第5条第16項）

居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障害者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。

#### イ 対象者

居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障害・疾病等や当該障害者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者であって、上記アの支援を要する者。具体的には次のような例が挙げられる。

- ① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障害者  
※ 児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障害者みなしの者も対象。
- ② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障害者
- ③ 精神科病院に入院していた精神障害者
- ④ 救護施設又は更生施設に入所していた障害者
- ⑤ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されていた障害者
- ⑥ 更生保護施設に入所していた障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障害者
- ⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障害者又は同居する家族が障害、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状況にある障害者であって、当該障害者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者
- ⑧ 同居する家族に障害、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者

# 地域移行・自立生活援助・地域定着の活用状況

## < 指定事業所(実数)と算定事業所(実数) >

地域移行支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,434	647	14.59%

- \* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域移行支援事業所は4,434事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域移行支援の利用者が存在した事業所の実数は、647事業所である。

地域定着支援			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	4,283	636	14.85%

- \* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた指定地域定着支援事業所は4,283事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも地域定着支援の利用者が存在した事業所の実数は、636事業所である。

自立生活援助			
	指定事業所数	算定事業所数	算定事業所数 / 指定事業所数
合計	570	352	61.75%

- \* R6年度1年間の中で、1月でも都道府県指定を受けていた自立生活援助事業所は570事業所である。内、令和6年度1年間で一度でも自立生活援助の利用者が存在した事業所の実数は、352事業所である。

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
<b>合計</b>	<b>4,434</b>	<b>647</b>	<b>14.59%</b>	<b>4,283</b>	<b>636</b>	<b>14.85%</b>	<b>570</b>	<b>352</b>	<b>61.75%</b>
北海道	257	24	9.34%	255	29	11.37%	31	19	61.29%
青森県	79	12	15.19%	79	8	10.13%	3	2	66.67%
岩手県	54	4	7.41%	54	2	3.70%	11	10	90.91%
宮城県	61	4	6.56%	63	6	9.52%	4	2	50.00%
秋田県	59	1	1.69%	59	7	11.86%	2	1	50.00%
山形県	43	5	11.63%	39	7	17.95%	2	2	100.00%
福島県	48	3	6.25%	43	3	6.98%	5	4	80.00%
茨城県	58	3	5.17%	56	4	7.14%	4	3	75.00%
栃木県	67	6	8.96%	67	5	7.46%	5	0	0.00%
群馬県	50	3	6.00%	47	6	12.77%	6	2	33.33%
埼玉県	124	24	19.35%	120	20	16.67%	30	17	56.67%
千葉県	167	35	20.96%	161	25	15.53%	34	19	55.88%
東京都	241	71	29.46%	211	50	23.70%	85	57	67.06%
神奈川県	220	26	11.82%	179	14	7.82%	59	33	55.93%
新潟県	80	13	16.25%	80	17	21.25%	11	7	63.64%
富山県	42	5	11.90%	40	11	27.50%	3	2	66.67%
石川県	72	14	19.44%	72	16	22.22%	11	4	36.36%
福井県	26	1	3.85%	23	4	17.39%	1	1	100.00%
山梨県	31	8	25.81%	29	7	24.14%	10	7	70.00%
長野県	80	18	22.50%	81	24	29.63%	18	13	72.22%
岐阜県	35	3	8.57%	35	1	2.86%	1	1	100.00%
静岡県	73	16	21.92%	67	17	25.37%	10	6	60.00%
愛知県	293	92	31.40%	293	32	10.92%	17	14	82.35%
三重県	25	6	24.00%	22	3	13.64%	3	1	33.33%

	地域移行支援			地域定着支援			自立生活援助		
	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合	実指定事業所数	実算定事業所数	実指定事業所数に占める実算定事業所数の割合
滋賀県	25	5	20.00%	25	3	12.00%	8	3	37.50%
京都府	101	7	6.93%	102	10	9.80%	4	3	75.00%
大阪府	591	46	7.78%	586	113	19.28%	38	19	50.00%
兵庫県	180	38	21.11%	173	30	17.34%	26	18	69.23%
奈良県	106	4	3.77%	101	1	0.99%	2	2	100.00%
和歌山県	52	11	21.15%	52	11	21.15%	7	5	71.43%
鳥取県	18	6	33.33%	17	2	11.76%	5	5	100.00%
島根県	62	6	9.68%	60	24	40.00%	8	4	50.00%
岡山県	90	19	21.11%	90	31	34.44%	10	7	70.00%
広島県	119	4	3.36%	116	14	12.07%	4	4	100.00%
山口県	48	2	4.17%	45	4	8.89%	3	2	66.67%
徳島県	33	5	15.15%	32	3	9.38%	4	2	50.00%
香川県	33	2	6.06%	33	0	0.00%	2	0	0.00%
愛媛県	58	11	18.97%	58	9	15.52%	4	3	75.00%
高知県	44	4	9.09%	44	2	4.55%	2	2	100.00%
福岡県	178	24	13.48%	171	16	9.36%	23	13	56.52%
佐賀県	16	6	37.50%	16	2	12.50%	3	2	66.67%
長崎県	58	6	10.34%	55	7	12.73%	6	3	50.00%
熊本県	67	9	13.43%	65	3	4.62%	6	3	50.00%
大分県	67	10	14.93%	67	13	19.40%	13	8	61.54%
宮崎県	78	9	11.54%	78	13	16.67%	10	7	70.00%
鹿児島県	68	12	17.65%	67	7	10.45%	9	7	77.78%
沖縄県	57	4	7.02%	55	0	0.00%	7	3	42.86%

## 共同生活援助について

3-2

## 概要

### グループホームの適切な事業運営の確保のため、指定共同生活援助事業所の運営や支援に関するガイドラインを作成

- ・ 基準省令や解釈通知の内容を中心に、共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準を提示

## ガイドライン（案）の概要

▶ 共同生活援助に関する人員・設備・運営の基準省令の規定、解釈通知の内容を体系的に整理するほか、以下についても記載

- ・ 障害者福祉の基本理念、権利擁護（虐待の防止、意思決定支援）
- ・ 共同生活援助の従業者の役割・要件、共同生活援助が連携すべき関係機関
- ・ 日常生活の支援の中で行う、利用者の意思の尊重や健康管理
- ・ 退居や一人暮らし等に向けた支援・退居後の支援、利用者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援
- ・ 支援の質の向上のための取組（従業者の知識・技術の向上、研修の受講機会の提供、権利擁護に関する設置者・管理者の責務、他の事業所との交流）

### （別添資料）

- ・ 事業所が運営状況やサービスを自己評価するためのチェックシート
- ・ 共同生活援助事業者が実施しなければならない委員会・研修等の一覧

### 【自己チェックシート】

## ガイドラインを活用した質の確保への取組

- ・ 基準省令第210条の5第5項で「指定共同生活援助事業者は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない」とされている一方、解釈通知等において、その具体的な方策等は示されていない。
- ・ このため、事業者の取組として、「質の評価及び改善を図るに当たって、本ガイドラインを参考にする」旨を解釈通知で示すことを今後検討する。
  - ✓ ガイドラインに基づいた自己評価を事業所ごとに作成し、法人・事業所内での共有やホームページ等での公表を行うほか、地域連携推進会議で報告し、会議の構成員から客観的な助言を受けること等を通じて、支援の改善につなげていくことを想定

別添1 共同生活援助ガイドライン（案） 自己チェックシート

項目	内容	達成	達成率	コメント	達成日
人員	1 事業者の役員に事業者に求められる役割を明確に示している。				
	2 事業者として働く中で、従業員一人ひとりに、適切な業務指導や研修を実施している。				
	3 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	4 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	5 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	6 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	7 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	8 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	9 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	10 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
設備	11 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	12 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	13 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	14 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	15 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	16 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	17 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	18 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	19 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				
	20 就業規則を制定し、就業規則に基づき業務を行っている。				

# (参考) 共同生活援助における支援の質の確保等に向けた 取組イメージ

社会保障審議会障害者部会（第153回）  
こども家庭審議会障害児支援部会（第17回）

第153回 (R7. 12. 8)

資料 2

## 【指定共同生活援助の取扱方針（基準省令第210条の5）】

### 共同生活援助ガイドライン

- ・ 共同生活援助（グループホーム）の運営や支援内容に関して守られるべき最低限の基準
- ・ 自己チェックシートを活用して自己評価を行い、その内容を公表

## 【地域との連携等（基準省令第210条の7）】

### 地域連携推進会議（第210条の7第2項、第4項）

- ・ 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者、市町村の担当者等により構成
- ・ おおむね1年に1回以上開催
- ・ 運営状況の報告や必要な要望や助言等を聴く機会を設ける
- ・ 会議における報告、要望、助言等の記録を作成し、公表

### 指定共同生活援助事業所への訪問（第210条の7第3項）

- ・ 地域連携推進会議の構成員が全ての共同生活住居を見学（外部の目を入れて透明性を確保）
- ・ 住居ごとにおおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が見学する機会を設ける

## 【自己チェックシートの活用例】



## <地域との連携・運営の透明化を通じた支援の質の確保（取組例）>

- ・ 経験の浅い指定共同生活援助事業所が、地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所を見学したり、その事業所の地域連携推進会議に参加
- ・ 地域の経験豊かな指定共同生活援助事業所が、経験の浅い指定共同生活援助事業所の地域連携推進会議に「共同生活援助に知見を有する者」として参画
- ・ 指定権者だけでなく、事業所が所在する市町村や（自立支援）協議会等からも経験ある事業者を紹介

# 4

強度行動障害を有する障害者等への  
支援体制の充実について

# 強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実

## ①強度行動障害を有する者の受入体制の強化

### 【重度障害者支援加算（生活介護・施設入所支援）】

- 区分6以上行動関連項目10点以上の報酬区分を新設する。
- 強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）修了者の加配要件を廃止し、生活支援員に占める割合での評価とする（体制加算部分は廃止）。（現行）基準及び人員配置体制加算の配置数に加えて配置される基礎研修修了者1人（4時間程度以上）につき、利用者5人まで算定可

（見直し後）生活支援員のうち基礎研修修了者の割合が20%以上

### 【重度障害者支援加算（短期入所）】

- 区分4,5の報酬区分を新設する。
- 標準的な支援を推進するため、強度行動障害支援者養成研修（実践研修）修了者が作成した支援計画シート等により適切な支援を行った場合の評価を新設する（基礎研修修了者の配置のみの加算部分は廃止）。

### 【重度障害者支援加算（共同生活援助）】

- 共同生活援助での受入体制を強化するため、利用者の状態や環境の変化等に適応するための初期のアセスメント等の評価を新設する。

### 【重度障害者支援加算（共通）】

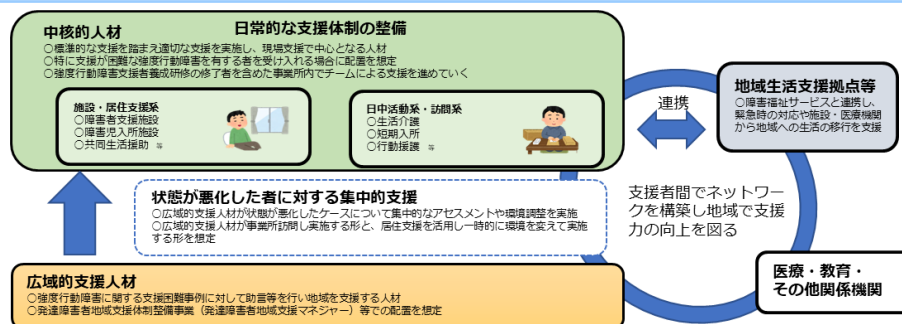
- 生活介護・施設入所支援・短期入所・共同生活援助において、行動関連項目の合計点が18点以上の者を受入れた場合中核的人材が作成する支援計画シート等により適切な支援を行った場合にさらに加算する

## ②状態が悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援

- 高度な専門性により地域を支援する人材（広域的支援人材）が、事業所等を集中的に訪問等（情報通信機器を用いた地域外からの指導助言も含む）し、適切なアセスメントと有効な支援方法の整理を共に行い環境調整を進め、支援を行った場合の評価を新設する。※期間は3か月を限度

### 【新設】集中的支援加算

- ・ 広域的支援人材が訪問等した場合の評価 1,000単位/回（月に4回を限度）
- ・ 状態が悪化した者を受け入れた施設等への評価 500単位/日



	区分4以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置		区分6以上かつ10点以上 ※実践研修修了者配置		【新設】18点以上の場合 ※中核的人材養成研修修了者配置	
	生活介護・施設入所支援	短期入所	共同生活援助	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位
生活介護・施設入所支援	受入・体制 180単位	初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	【新設】受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位
短期入所	【新設】受入 30単位	【新設】体制 +70単位	個別支援 +50単位		受入 50単位	【新設】体制 +100単位	個別支援 +50単位	
共同生活援助	受入・体制 180単位	【新設】初期 400単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位	受入・体制 360単位	【新設】初期 500単位	個別支援 +150単位	初期 +200単位

## ③行動援護における短時間の支援の評価等

- ニーズの高い短時間の支援を評価する（長時間の支援は見直し）。

### 【行動援護の基本報酬】（例）

- ・ 所要時間30分以上1時間未満の場合（現行）407単位 →（見直し後）437単位
- ・ 所要時間5時間30分以上6時間未満の場合（現行）1,940単位 →（見直し後）1,904単位

- 特定事業所加算に以下の要件を追加する。

- ・ 医療・教育等の関係機関との連携
- ・ 行動関連項目18点以上の者の受入れ
- ・ 中核的人材養成研修を修了したサービス提供責任者の配置

## ④重度障害者等包括支援における専門性の評価等

- 訪問系サービスにおいて有資格者による支援を評価する。

【新設】有資格者支援加算 60単位/日（1人1日当たり）

- 複数のサービス事業者による連携した支援を評価する。

【新設】外部連携支援加算 200単位/回（月4回を限度）

# 集中的支援の実施における地域での役割分担について

○強度行動障害の状態にある児者の支援においては、特定の事業所や支援者のみで対応するには限界があり、地域の中で複数の事業所や関係機関が連携して支援を行う体制を構築していくことが必要。

○集中的支援に関しても標準的な支援\*の考え方にに基づき実施する。

\*個々の障害特性と行動の機能をアセスメントし、強度行動障害の状態を引き起こしている環境要因を調整していく支援

○集中的支援に関しても、事業所、市町村、相談支援事業所等、との連携が重要。

○集中的支援終了後は、サービス担当者会議等を活用し、個々の障害特性や環境調整等のアセスメント情報を関係機関と共有するとともに支援体制について検討する。

○都道府県等、発達障害者支援センター等は広域的支援人材の名簿登録、派遣調整に加えサポートやネットワーク構築など行う。

## 集中的支援(2類型) \*3ヶ月を限度

### 対象

集中的支援の対象は強度行動障害の状態にある児者であり、状態が悪化し、現状の障害福祉サービス等の利用や生活を維持することが難しくなった児者

### 事業所訪問型

広域支援人材が状態等が悪化した利用者が利用する事業所に訪問し、事業所の支援者と協力しながら当該利用者に対する集中的支援を実施



訪問

### 居住支援活用型

状態が悪化した者に対して、施設入所支援等の居住支援系サービスを活用して居住の場を移し、集中的支援を実施。終了後は元の住まいに居住の場を移すため本人の意思決定支援や家族への説明など丁寧に行う。集中的支援終了後の戻り先を決め実施



連携

訪問

### 広域的支援人材

(役割)  
集中的支援を通じたアセスメント、助言  
集中的支援計画、報告書の作成

サポート

### 都道府県等/発達障害者支援センター等

(役割)  
・広域的支援人材の名簿登録、派遣調整、サポート、ネットワーク構築

連携

### 市町村

(役割)  
・集中的支援の支給決定  
・集中的支援の運用状況等の把握

## 強度行動障害支援に関わる地域の支援機関等

教育機関、医療機関等の関係機関も必要に応じて連携

### 相談支援事業所

(役割)  
・サービス等利用計画の作成  
・サービス担当者会議等で検討  
・集中的支援の前後のケースワーク

### 事業所

(役割)  
・日常的な支援の提供  
・事業所内の支援のマネジメントは管理者/サービス管理責任者が担う

### 地域生活支援拠点等

(役割)  
・緊急時の対応

### その他留意事項

- ・集中的支援実施後に再度状態が悪化した場合などは、必要性を検討した上で再度実施することも可
- ・居住支援活用型で集中的にアセスメントしたあと、事業所訪問型に切り替え、元の居住の場に広域的支援人材が訪問し環境整備をすることも可
- ・地域生活支援拠点等で緊急対応しているケースに対し集中的支援によるアセスメントを活用し支援体制の立て直しを図ることも可

# 5

## 就労支援について

## 就労選択支援の施行

5-1

# 就労選択支援の創設

## 概要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

## 法の条文

### 第五条（略）

13 この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であつて、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

## 現状・課題

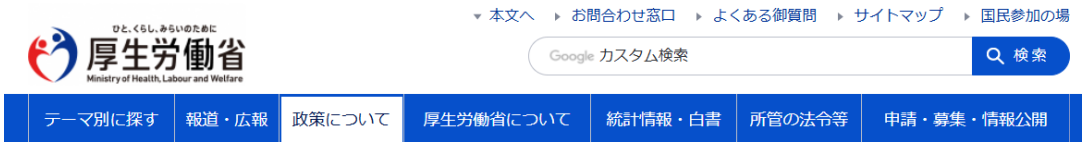
- 就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋がられていない。
- 一旦、就労継続支援A型・B型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。
- 本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

# 令和7年10月の就労選択支援の施行に向けて

## 施行に向けて

就労選択支援に係る関係政令・省令・告示や、事業の実施上の留意事項などを定めた通知等について、令和7年3月に公布・発出。主な通知等は、厚生労働省のホームページに掲載。

**掲載先：ホーム>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>障害者福祉  
>障害福祉サービス等>障害者の就労支援対策の状況>就労選択支援について**



ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 障害福祉サービス等 > 障害者の就労支援対策の状況 > 就労選択支援について

### 福祉・介護 就労選択支援について

- 1 就労選択支援指定状況について
- 2 就労選択支援員養成研修について
- 3 就労選択支援に係る通知・実施マニュアル・Q&A
- 4 指定申請の標準様式・留意事項・解釈通知
- 5 事務処理要領・支給決定通知
- 6 特別支援学校等における就労選択支援の取扱いに係る通知

#### 1 就労選択支援指定状況について

障害福祉サービス等情報公表システム（WAMNET）の改修に伴い、当該システムの実装整備が行われるまでは、本ページにて就労選択支援事業所の指定状況について公表させていただきます。

- PDF 就労選択支援事業所数（令和7年11月30日現在） [267KB]
- X 就労選択支援事業所一覧（令和7年11月30日現在） [52KB]

ページの先頭へ戻る



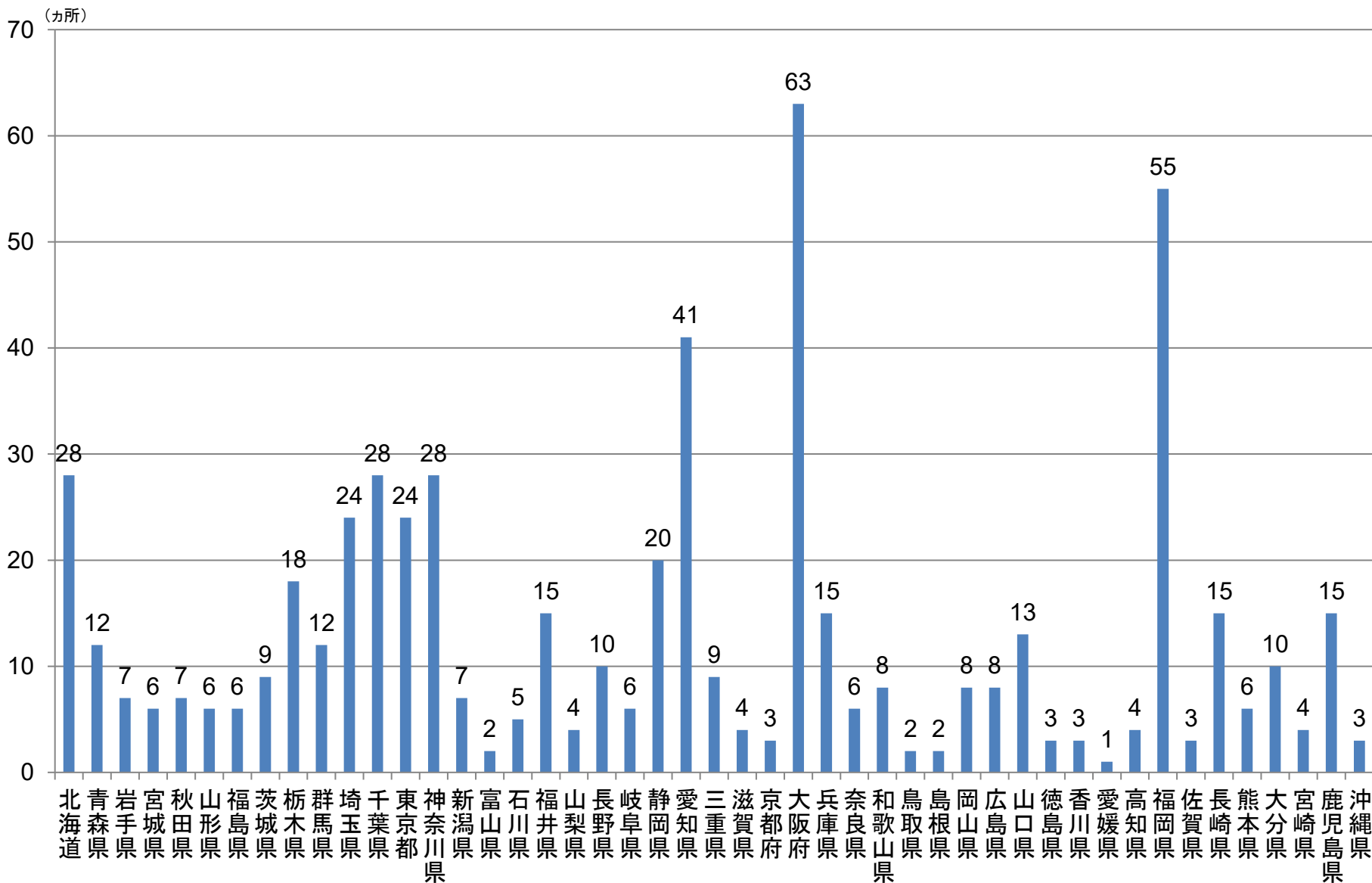
<スケジュール>

時期	内容
令和7年3月	実施上の留意事項等の通知類発出
4月	
5月	
6月	研修実施（※）
7月	
8月	研修実施（※）
9月	
10月	【1日から施行】 研修実施（※）
11月	
12月	研修実施（※）
令和8年1月	
2月	研修実施（※）
3月	

指定事務の準備、着手



# 都道府県別就労選択支援事業所数（令和7年11月末現在）



【出典】障害福祉課調べ

# 指定権者別就労選択支援事業所数（令和7年11月末現在）

（カ所）

都道府県		都道府県		指定都市		中核市		中核市	
指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数	指定権者	事業所数
北海道	14	滋賀県	0	札幌市	11	函館市	2	豊田市	3
青森県	4	京都府	1	仙台市	4	旭川市	1	大津市	4
岩手県	1	大阪府	21	さいたま市	6	青森市	5	豊中市	3
宮城県	2	兵庫県	8	千葉市	4	八戸市	3	吹田市	0
秋田県	7	奈良県	4	横浜市	13	盛岡市	6	高槻市	4
山形県	3	和歌山県	6	川崎市	5	秋田市	0	枚方市	1
福島県	0	鳥取県	2	相模原市	3	山形市	3	八尾市	1
茨城県	8	島根県	2	新潟市	1	福島市	4	寝屋川市	1
栃木県	12	岡山県	0	静岡市	6	郡山市	0	東大阪市	3
群馬県	6	広島県	3	浜松市	0	いわき市	2	姫路市	0
埼玉県	10	山口県	11	名古屋市	16	水戸市	1	尼崎市	1
千葉県	20	徳島県	3	京都市	2	宇都宮市	6	明石市	1
東京都	24	香川県	1	大阪市	28	前橋市	0	西宮市	3
神奈川県	6	愛媛県	0	堺市	1	高崎市	6	奈良市	2
新潟県	6	高知県	1	神戸市	2	川越市	3	和歌山市	2
富山県	1	福岡県	14	岡山市	4	川口市	4	鳥取市	0
石川県	1	佐賀県	3	広島市	4	越谷市	1	松江市	0
福井県	5	長崎県	8	北九州市	13	船橋市	2	倉敷市	4
山梨県	3	熊本県	3	福岡市	20	柏市	2	呉市	0
長野県	4	大分県	6	熊本市	3	八王子市	0	福山市	1
岐阜県	3	宮崎県	2			横須賀市	1	下関市	2
静岡県	14	鹿児島県	6			富山市	1	高松市	2
愛知県	19	沖縄県	3			金沢市	4	松山市	1
三重県	9					福井市	10	高知市	3
						甲府市	1	久留米市	8
						長野市	5	長崎市	5
						松本市	1	佐世保市	2
						岐阜市	3	大分市	4
						豊橋市	0	宮崎市	2
						岡崎市	2	鹿児島市	9
						一宮市	1	那覇市	0

合計	588
都道府県合計	290
指定都市合計	146
中核市合計	152

# 就労選択支援に係るモデル事業（令和7年度実施）

令和7年度厚生労働省委託事業において、令和7年10月から就労選択支援事業が円滑に開始されるよう、以下の2つの柱を中心にモデル事業を実施。

## 1. 就労選択支援員養成研修の実施

就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件となっているところ、令和7年10月から事業が円滑に開始されるよう、また、全国均一の質を確保できるよう、国が主体となって研修を実施。

### ■実施スケジュール

研修実施回	申込開始日	申込終了日	動画(オンデマンド)視聴期間	対面演習実施日	会場(東京開催)
第1回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月4日(金)	戸山サンライズ
第2回	令和7年5月26日(月)	令和7年6月4日(水)	令和7年6月9日(月)～令和7年6月30日(月)	令和7年7月5日(土)	戸山サンライズ
第3回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月3日(日)	戸山サンライズ
第4回	令和7年6月19日(木)	令和7年7月5日(土)	令和7年7月9日(水)～令和7年7月30日(水)	令和7年8月4日(月)	戸山サンライズ
第5回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月30日(木)	戸山サンライズ
第6回	令和7年9月8日(月)	令和7年9月24日(水)	令和7年10月3日(金)～令和7年10月24日(金)	令和7年10月31日(金)	戸山サンライズ
第7回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月12日(金)	専売ビル
第8回	令和7年10月20日(月)	令和7年11月6日(木)	令和7年11月17日(月)～令和7年12月8日(月)	令和7年12月13日(土)	専売ビル
第9回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月20日(金)	戸山サンライズ
第10回	令和7年12月23日(火)	令和8年1月15日(木)	令和8年1月26日(月)～令和8年2月16日(月)	令和8年2月21日(土)	戸山サンライズ

### ■研修内容

内容	オンデマンド講義	対面演習	時間	対面演習(カリキュラム)
1. 就労選択支援の目的と役割	60分	—	9:10～9:30	受付開始
			9:30～9:40	オリエンテーション
2. 就労アセスメントの目的と手法	90分	—	9:40～10:40	ニーズアセスメントの手法
			10:40～10:50	休憩
3. ニーズアセスメントの手法	60分	60分	10:50～11:50	アセスメントシートの具体的活用(前半)
			11:50～12:50	昼休憩
4. アセスメントシートの具体的活用	60分	120分	12:50～13:50	アセスメントシートの具体的活用(後半)
			13:50～14:00	休憩
5. 関係機関との連携	60分	—	14:00～15:00	アセスメント情報の整理と活用(前半)
			15:00～15:10	休憩
6. アセスメント情報の整理と活用	30分	120分	15:10～16:10	アセスメント情報の整理と活用(後半)
計	6時間	5時間	16:10～16:15	インフォメーション・研修終了

## 2. モデル的な取組の実施

9つのモデル地域で、順次、就労選択支援の対象となる①就労継続支援A型の新規利用者、②就労移行支援における標準利用期間延長者を中心に、モデル的な取組を通じて課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成。

### ■実施内容

- ① 新たに就労継続支援A型を利用する意向がある者に対する実施事例
- ② 就労移行支援における標準利用期間を超えて利用する意向のある者に対する実施事例
- ③ 就労選択支援と計画相談支援との連携事例
- ④ 在宅支援及び在宅就労の意向がある者並びに重度障害者に対する実施事例
- ⑤ 令和7年10月以降、実際に就労選択支援を実施した事例

### ■モデル地域

都道府県単位で選定

一つのモデル地域につき5ケース以上実施



## 施策名:就労選択支援員養成研修等事業

### ① 施策の目的

- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

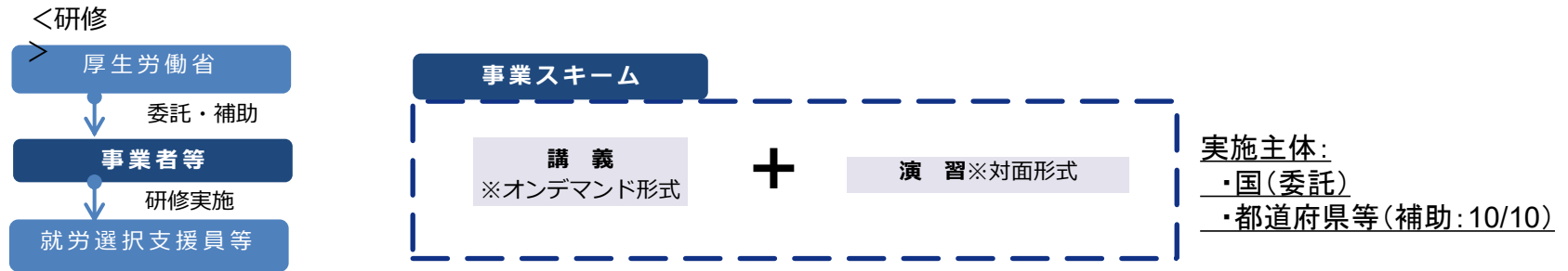
### ② 対策の柱との関係

I			II					III	
1	2	3	1	2	3	4	5	1	2
	○								

### ③ 施策の概要

- 令和7年10月から、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が開始された。
- 就労選択支援等が全国で円滑に実施されるとともに、全国均一の質を確保できるよう、国において就労選択支援員の養成のための研修等を実施する。

### ④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等



### ⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

本事業を実施することにより、就労を希望する障害者等が、就労先や働き方をより適切に検討・選択でき、本人の障害特性を踏まえた就労支援の提供や就労を通じた知識・能力の発揮・向上につなげることを通じて、障害者の自立した日常生活や社会生活の実現に寄与する。

# 就労支援継続事業所の指定や ガイドラインについて

5-2



# ガイドライン（抜粋）

## 2 新規指定について （1）指定権者の役割

- 適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを総合的に審査し、障害者総合支援法第 36 条の規定に基づき、事業者を指定することが求められる。
  - ・「障害者総合支援法」その他関係法令の規定をはじめ障害者支援や障害者福祉制度等の障害福祉サービスの円滑な運営に必要不可欠な知識や就労支援事業会計等の生産活動の運営に必要不可欠な知識等を有しているか
  - ・利用者の就労の知識及び能力を向上させる支援内容となっているか
  - ・安定した収益が見込める生産活動を確保する計画となっているか 等
- 就労継続支援の運営に当たっては、障害者支援や障害者福祉制度等といった障害福祉サービスの円滑な運営のための知識や、就労支援事業会計等の生産活動の運営のための知識が必要不可欠であるにもかかわらず、  
「特段の知識等がなくとも事業所の運営は可能であり、高収益が実現できる」等の謳い文句により、安易な事業所の開設を他者に勧める等の不適切な行為を行っている者がいることを把握した場合には、  
地域の関係機関同士で情報共有を行うとともに、厚生労働省及び他の指定権者に対し情報提供を行うことが望ましい
- 就労継続支援事業所の指定申請の意向がある者（以下「指定希望者」という。）に対して、面談や確認等を行う場合は、適切なサービス提供を行うことができる事業者であるかを判断するため、指定希望者が委託等をしているコンサルティング会社や代理者等ではなく、必ず指定希望者の法人の代表者、事業所の管理者やサービス管理責任者等に対して行うこと。

# ガイドライン（抜粋）

## （２）新規指定の取組・スケジュール例

### イ 事業計画書等審査

#### （ア）事業計画書

##### a. 開所予定地がある市区町村への説明

###### <指定権者>

- ・ 指定希望者に対して：**開所予定地の市区町村に開所の意向と事業計画について事前に説明を行うよう案内**する
- ・ 市区町村又は協議会等に対して：**事業開始に係る説明**を行い、市区町村から**開所予定地における就労継続支援事業のニーズ等について確認**をする。
- ・ 指定希望者から議事録等の提出があった際、必要に応じて、市区町村や指定希望者に確認を行い、指摘事項や改善の内容に齟齬が無いようにすることが望ましい。

###### <市区町村>

- ・ 指定希望者から説明を受ける場合、**市町村障害福祉計画や既存事業所の活動内容との重複がないか等を照らし合わせる**ほか、必要に応じて協議会等の意見も聴取し、参考とする。

###### <指定希望者>

- ・ 市区町村から開所予定地における就労継続支援事業のニーズ等を確認した際に、議事録等を作成・提出し、指摘を受けた事項について改善した上で、指定権者へ指定申請を行う。

# ガイドライン（抜粋）

## （２）新規指定の取組・スケジュール例

### イ 事業計画書等審査

#### （ア）事業計画書

#### b. 地域のニーズ把握及び当該事業を選択した理由

- ・ 開所予定地における就労継続支援事業のニーズ等に対して、指定希望者が提供する事業が当該ニーズ等を満たす手段としての有効性、適切性を有しているかを判断するため、下記の事項を確認すること。

##### <確認事項>

- ・ 就労継続支援事業を選択した理由（A型又はB型を選択した具体的理由）
- ・ 開所予定地の支援ニーズの詳細及び予定地周辺に設置されている就労継続支援事業所に関する情報を把握しているか

#### c. 利用者の募集方法（募集条件）について

- ・ 指定を受ける前から利用者の募集を行っている場合、募集に係るパンフレットやホームページ等により詳細を確認すること。特に、下記のような方法は不適切であり、指定基準違反である可能性を踏まえて確認すること。

##### <不適切と考えられるもの>

- ・ 金品や物品の提供を謳った募集になっているもの
- ・ 交通費や昼食費の一律的な提供を謳った募集になっているもの

- ・ 実際には従事できる時間や機会が極端に少ないにも関わらず、パンフレットやホームページ等で当該事業所を利用すれば、その生産活動に常時取り組めると誤解を与えるもの
- ・ 高賃金、高工賃を支払える生産活動を確保していないにもかかわらず、高賃金・工賃の支払いを確約すると誤解を与えるもの

# ガイドライン（抜粋）

## （２）新規指定の取組・スケジュール例

### イ 事業計画書等審査

#### （ア）事業計画書

#### d. 生産活動の適切性

- 生産活動と称して、eスポーツや、植物の水やりを1日数回行うだけの活動、卓球教室や麻雀教室での手伝いに相当するような活動、所定の場所に居ればよいというような活動等、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動を行わせている不適切な事例が散見されているため、事業計画書等の審査の際には、適切な生産活動の機会の提供になっているか、以下の観点及び2（２）イ（イ）の根拠情報等を踏まえて詳細を確認すること。

- ・ 具体的な生産活動の場面があるか
- ・ 当該生産活動により一般就労に必要な能力向上が見込まれるか
- ・ それにより安定した生産活動収入を得ることができるか
- ・ 地域の中に当該生産活動により習得した能力が活かされる労働市場や求人があるか
- ・ 生産活動の収益が適当か（収入が支出と合っているか）
- ・ 業務委託費が妥当か（取引価格や単価が過大又は過小に設定されていないか）

# ガイドライン（抜粋）

## （２）新規指定の取組・スケジュール例

### イ 事業計画書等審査

#### （ア）事業計画書

#### **e. 在宅支援の適切性**

- 就労継続支援では、適切なサービス提供を行うために、利用者の状態や訓練の進捗状況等を直接確認しながら、作業に伴う指導や相談等を随時行う必要があり、原則として対面での支援を行うことが求められるが、例えば、重度障害者で通所が困難であることなどを理由に、オンラインによる在宅での就労を希望する者であって、在宅でのサービス利用による支援効果が認められると市区町村が判断した場合に、在宅支援が認められている。
- **在宅支援と称して、前記d.に記載したような、公費による就労支援の生産活動として適さない可能性がある活動や、就労に必要な知識及び能力の向上に寄与しない自習を行わせているなど、就労支援の実態が認められない不適切な事業運営が散見されている**ため、提供される生産活動の内容や緊急時対応の具体的な実施方法（事業所の職員が速やかに利用者の元へ駆けつけ、緊急時の対応が実施できるか）等、**在宅支援の要件を満たした運営が実施できる事業計画になっているか**に加え、**運営規程において、在宅での訓練内容及び支援内容が明記されているか**確認し、留意事項通知及び「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ & A VOL. 8」（令和7年3月31日）に照らして、**適切な内容となっているか**確認すること。



# 高次脳機能障害者支援法

# 高次脳機能障害者支援法の概要（令和7年法律第96号、令和7年12月24日公布）

社会保障審議会障害者部会（第154回）・  
こども家庭審議会障害児支援部会（第18回）

R8.1.19

資料3

## 趣旨・目的

- 高次脳機能障害とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいい、その患者数は全国で約23万人と推計される。
- 高次脳機能障害は外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない等の理由で、患者と家族は適切な支援を受けることができず、日常生活や社会生活に困難を抱えているとの指摘がある。
- このような現状を踏まえ、高次脳機能障害への理解を促進するとともに、高次脳機能障害者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、どの地域でも、あらゆる段階（医療・リハビリ⇒生活支援⇒社会参加支援）で、切れ目なく受けられるようにするための立法措置を講ずる必要がある。

## 基本理念

- (1) 自立と社会参加の機会が確保され、また、尊厳を保ちつつ他者と共生することが妨げられないこと。
- (2) 社会的障壁の除去に資すること。
- (3) 個々の事情に応じ、また、関係者の連携の下に、あらゆる段階で切れ目ない支援が行われること。
- (4) 居住する地域にかかわらず等しく適切な支援を受けられること。

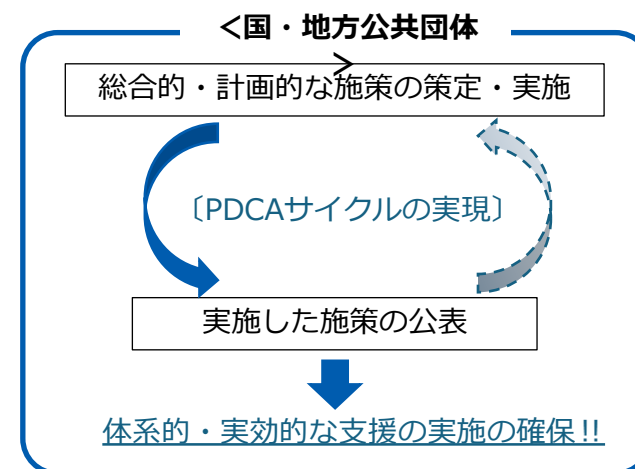
## 具体的施策

### (1) 高次脳機能障害者及び家族等への支援策

- ・ 地域での生活支援
- ・ 教育的支援
- ・ 就労の支援
- ・ 権利利益の擁護（差別、いじめ、虐待等の防止）
- ・ 司法手続における配慮（意思疎通手段確保への配慮）
- ・ 高次脳機能障害者の家族等への支援
- ・ 相談体制の整備
- ・ 情報の共有の促進

### (2) その他の支援策

- ・ 国民に対する普及及び啓発
- ・ 医療業務従事者等への知識の普及及び啓発
- ・ 地方公共団体及び民間団体への支援
- ・ 専門人材の確保
- ・ 調査研究等

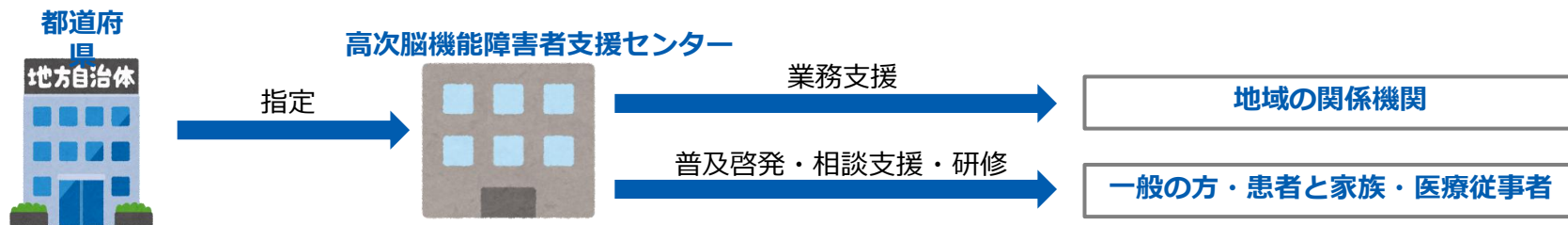


# 高次脳機能障害者支援法案の概要

## 地域支援体制

### (1) 高次脳機能障害者支援センターの設置

都道府県は、地域の高次脳機能障害者支援業務をセンターに行わせ、又は自ら行うことができる。



### (2) 専門的な医療機関の確保等

都道府県は、専門的な診断、治療、リハビリ等を行う医療機関の確保に努めるとともに、国及び地方公共団体は、医療機関間の相互協力の推進及び医療機関への情報提供等を行う。

### (3) 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置

都道府県は、支援体制の整備を図るため、患者と家族、学識経験者、医療（リハビリを含む）・保健・福祉・教育・労働等の関係機関や民間団体等から構成される地域協議会を置くよう努めなければならない。



※ 令和8年4月1日から施行

※ 施行後3年を目途に見直しを検討 2

# 高次脳機能障害者支援法施行令（案）の概要

## 1 高次脳機能障害者支援法における高次脳機能障害の定義

（定義）

第2条 この法律において「高次脳機能障害」とは、疾病の発症又は事故による受傷による脳の器質的病変に起因すると認められる記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害、失語、失行、失認その他の認知機能の障害として政令で定めるものをいう。

障害の態様は類似しているが、現在高次脳機能障害と診断されていない先天性疾病による認知機能の障害、周産期における脳の損傷による認知機能の障害、発達障害、認知症を除く。

## 2 高次脳機能障害者支援法において、都道府県が処理することとされている事務のうち指定都市に権限移譲するもの

（大都市の特例）

第31条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市に関する規定として指定都市に適用があるものとする。

以下の事務について、都道府県の権限を指定都市に移譲する。

- ・ 高次脳機能障害者支援センターの設置等（法第19条～第23条）
- ・ 専門的な医療機関の確保（法第24条）
- ・ 高次脳機能障害者支援地域協議会の設置（法第25条）

## 3 施行日

令和8年4月1日

## 手話に関する施策の推進に関する法律

# 手話に関する施策の推進に関する法律 概要①

## 目的(1条)

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

## 基本理念(2条)

- ① 手話の習得・使用に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする。
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、手話文化の保存・継承・発展が図られるようにする。
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、手話に関する国民の理解と関心を深めるようにする。

## 国・地方公共団体の責務(3条)

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する。

## 基本的施策(6条～18条)

### ①手話を必要とするこどもの手話の習得の支援(6条)

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供 等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供 等

### ②学校における手話による教育等(7条)

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

### ③大学等における配慮(8条)

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

### ④職場における環境の整備(9条)

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業者による取組の促進のための情報提供 等

### ⑤地域における生活環境の整備等(10条)

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に女主を確保するための手話による情報提供

# 手話に関する施策の推進に関する法律 概要②

## 基本的施策(6条～18条) ※前頁からの続き

### ⑥その他の手話の習得の支援(11条)

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

### ⑦手話文化の保存・継承・発展(12条)

※手話文化:手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

### ⑧国民の理解と関心の増進(13条)

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

### ⑨手話の日(14条)

- 9月23日を「手話の日」とする

### ⑩人材の確保等(15条)

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材(手話通訳を行う者など)の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

### ⑪調査研究の推進等(16条)

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術(デジタル技術など)を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

### ⑫国際交流の推進(17条)

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

### ⑬手話を使用する者等の意見の反映(18条)

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映(4条)
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる(5条)
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える(附則2項)

※公布日施行

# 意思疎通支援の支援者の養成について

○ 意思疎通支援の支援者については、国が示す養成カリキュラム等に基づき自治体等において養成されている。

	名 称	資 格 要 件
手 話	手話通訳士 4, 258人 R7. 3. 14時点	○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政見放送において、手話通訳を担当することができる。  ○上記認定試験に合格し都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者
	手話通訳者 10, 080人 R6. 3. 31時点	○身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、 <u>手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者</u>  ○都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者
	手話奉仕員 31, 154人 R6. 3. 31時点	○聴覚障害者の生活及び関連する福祉度等について理解と認識を深めるとともに、 <u>手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得している者</u>  ○市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修を修了し登録された者であって、意思疎通支援事業において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者
要 約 筆 記	要約筆記者 5, 977人 R6. 3. 31時点	○聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者  ○都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者
盲 ろ う	盲ろう者向け 通訳・介助員 6, 245人 R5. 3. 31時点	○盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者  ○都道府県、指定都市、中核市が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者であって、意思疎通支援事業において通訳・介助員として派遣されコミュニケーションや移動等の支援に従事する者
失 語 症	失語症者向け 意思疎通支援者 2, 174人 R6. 3. 31時点	○失語症者の日常生活や支援の在り方を理解し1対1のコミュニケーションを行うための技術を身につけ、多様なニーズや場面に応じた意思疎通支援を行うために必要な知識及びコミュニケーション技術を習得している者  ○都道府県、指定都市、中核市が実施する失語症者向け通訳・介助員養成研修を修了した者であって、意思疎通支援事業において通訳・介助員として派遣されコミュニケーションや移動等の支援に従事する者

(出典) 手話通訳士の人数: 社会福祉法人情報文化センターに登録されている者

手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の人数: 自立支援振興室調べ

盲ろう者向け通訳・介助員の人数: 「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」実態調査報告書(社会福祉法人 全国盲ろう者協会)



## ヤングケアラー支援の強化

## ヤングケアラーに係る制度(障害分野)

### ○ 通知、事務連絡

□令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告を踏まえた留意事項等について」

□令和3年7月12日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」



### ○ サービス提供時における留意点

介護給付費等の支給決定に当たっては、子どもがいる家庭において、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう留意するとともに、特に子どもが主たる介護者となっている場合は、子どもらしい暮らしが奪われることのないよう、家族へのケアに係るヤングケアラーの負担等に配慮すること。

ヤングケアラーが障害のある親に代わって行う家事・育児等についても、必要に応じて居宅介護等の対象範囲に含まれること。

### ○ 相談支援における加算

#### **医療・保育・教育機関等連携加算**

- ・ヤングケアラーである家族の状況等を踏まえたサービス等利用計画を適切に作成するため、児童相談所等の児童福祉に係る専門機関、ヤングケアラーの通学する教育機関等の担当者等と面談を行った場合にも算定できる

#### **集中支援加算**

- ・ヤングケアラーの状況等を踏まえた障害福祉サービス等の利用調整を円滑に行うため、ヤングケアラーの通う教育機関等の主催する会議へ参加する場合にも算定できる

### ○ 18歳以上のヤングケアラー支援の概要

ヤングケアラーが担う家族のケアは、こどもが18歳になったからといって終わるものではなく、ケアが続く場合には、児童期からの困難に加え、就職先の選択や、収入を自分の生活のために使うこと、自分らしい人生を歩むことなどにも影響が出ることがあります。

また、要対協の登録対象ではなくなることや、学校等の所属先がなくなる場合があるなど、18歳未満の時との差異に留意したうえで、子ども・若者支援地域協議会とも連携をするなどして、年齢による切れ目なく支援を行うことが求められます。

# ヤングケアラーとは

子ども・若者育成支援推進法は、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」として、ヤングケアラーを、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としています。(令和6年6月に法律を改正)



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守り・声かけ・気づかいなどの情緒的ケアをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



障がいや病気のある家族に代わり、家計を支えるために働いている。



精神疾患やアルコール・薬物・ギャンブルなどの問題を抱える家族の情緒的ケアや周囲との調整などを行っている。



がん・難病のほか慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

## 課題

ヤングケアラーの問題は、こども若者がケアを担うことで、やりたいことができないなど、こどもとして健やかな成長・発達に必要な時間が失われたり、  
身体的・精神的負荷がかかることにより、負担が重い状態となる場合があることです。



家事・手伝いで遅刻や早退



成績に影響がでたり…



からだに不調がでたり…

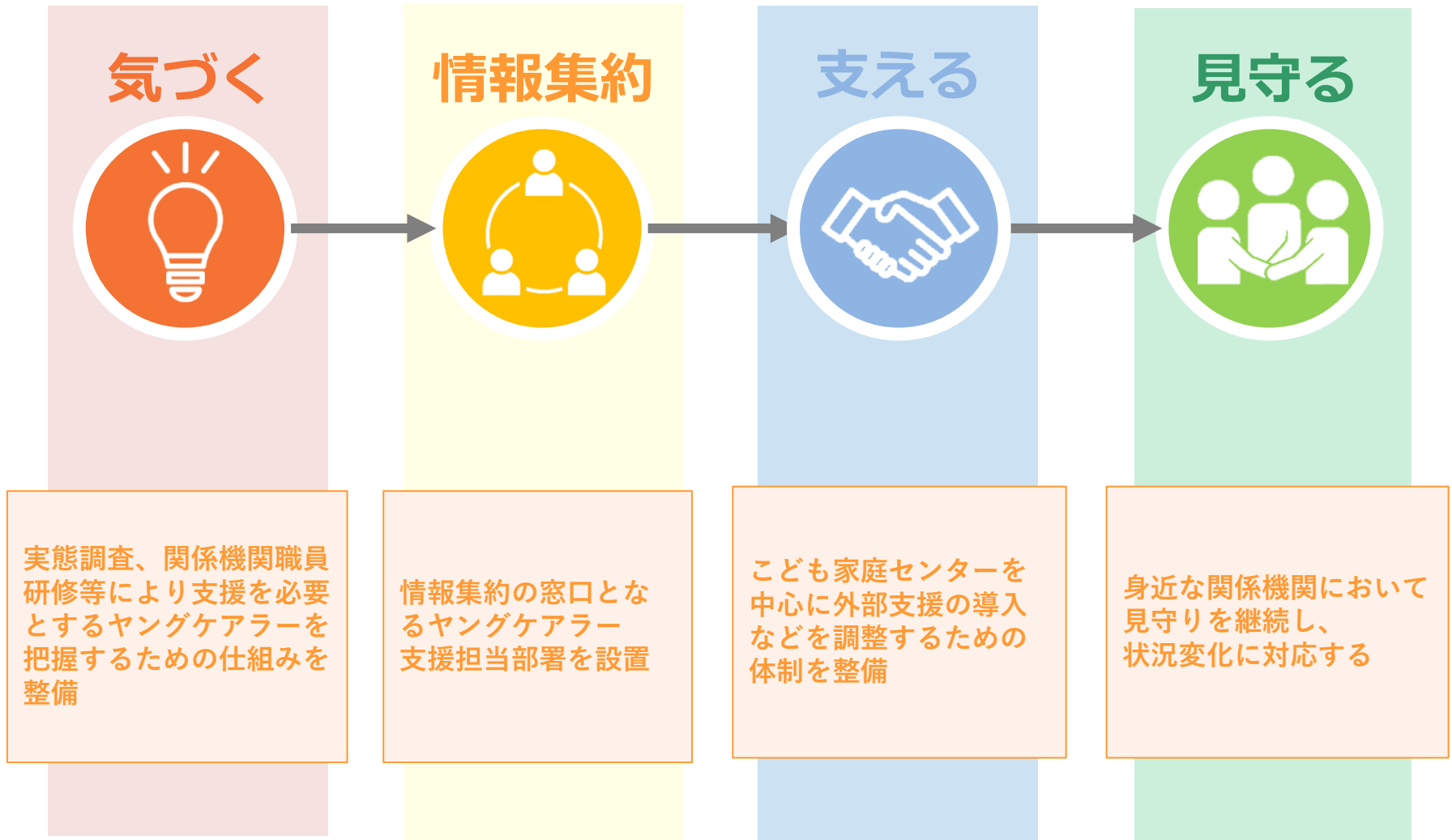


授業に集中できなくなったり…



こころの不調。悩みごとがふえる

# ヤングケアラー支援の一般的な流れ





## 障害児支援における人材育成等

# 障害児支援における人材育成に関する検討会

---

# 障害児支援における人材育成に関する検討会について

## 〔本検討会開催の背景〕

障害児支援については、平成24年の児童福祉法改正により、障害種別に関わらず、子どもや家族にとって身近な地域で支援が受けられるよう、それまで障害種別に分かれていた施設体系を再編・一元化した。

その後、現在に至るまで、障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。

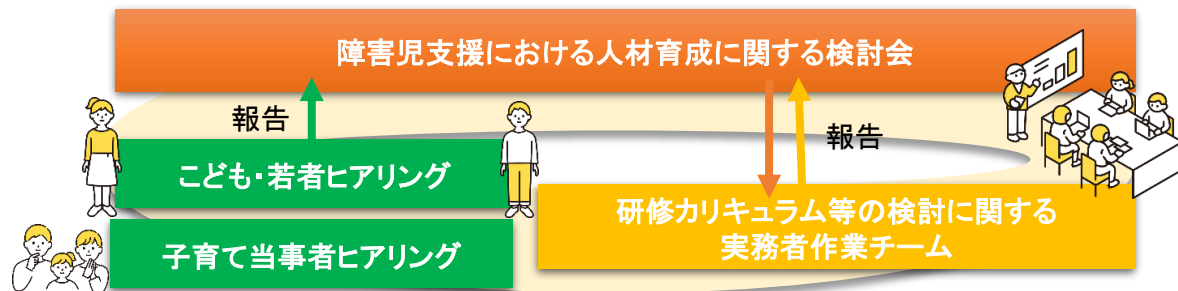
その中において、国では、障害児支援に従事する者に対する人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にあり、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める」とされているところ。

国として、障害児支援における研修体系の構築を進めていくことで、全国共通の学びの提供が可能になり、障害児支援に従事する者の専門性の担保及びキャリアアップ、また、全国どの地域においても支援の質の向上につながることを期待される。

これらを踏まえ、令和9年度以降の実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、本検討会を開催する。

## 〔本検討会の検討体制〕

- 有識者、障害児支援事業者団体、こども・若者当事者、子育て当事者、自治体職員で構成する。
- 研修体系構築に向けた運用及び詳細の実務については、有識者及び事業者団体委員で構成する実務者作業チームを設置し、検討を行う。
- こども・若者ヒアリング、子育て当事者ヒアリングを実施し、こども・若者、子育て当事者の意見を聴く。
- 実務者作業チームで行われた検討やヒアリングの結果については、検討会にて報告を行う。



## 〔主な検討事項〕

- ① 研修の在り方について
- ② 研修の実施主体について
- ③ 研修の標準カリキュラム(案)及び効果的な実施手法について
- ④ 研修の具体的運用に向けた方向性等について
- ⑤ その他

# 障害児支援における人材育成に関する検討会 構成員名簿

	構成員名	所属等
	東 秀憲	社会福祉法人麦の子会
◎座長	有村 大士	日本社会事業大学社会福祉学部 教授
	稲田 尚子	大正大学臨床心理学部臨床心理学科 准教授
	内山 登紀夫	一般社団法人日本発達障害ネットワーク 副理事長
	尾木 まり	子どもの領域研究所 所長
	小野田 由夏	東京都手をつなぐ親の会・教育部会
	上鹿渡 和宏	早稲田大学人間科学学術院 教授
	北川 聡子	公益財団法人日本知的障害者福祉協会 児童発達支援部会長
	光真坊 浩史	一般社団法人全国児童発達支援協議会 理事
	小崎 慶介	全国肢体不自由児施設運営協議会 会長
	蔦森 武夫	仙台市健康福祉局北部発達相談支援センター 所長
	中川 亮	一般社団法人全国介護事業者連盟 障害福祉事業部会長
	樋口 てるみ	全国重症心身障害児(者)を守る会 政策委員
	松井 剛太	香川大学教育学部 准教授
	宮下 聡	佐賀県健康福祉部療育支援センター 所長
	吉田 展章	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 事務局長
	吉村 隆之	九州大学 大学院人間環境学研究院 教授
○座長代理	米山 明	全国療育相談センター センター長

# 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要①～

## 本検討会開催の背景

障害児通所支援を中心に、事業所数、利用者数は飛躍的に増加してきた一方で、適切な運営や提供される支援の質の確保が課題とされてきた。国においては、人材育成が体系化されておらず、支援の質の確保については、各事業所等の取組に委ねられている状況にある。そのような中、「こども未来戦略」において、「全国どの地域でも、質の高い障害児支援の提供が図られるよう、研修体系の構築など支援人材の育成を進める。」とされており、令和9年度以降の本格実施を見据えて、研修体系の構築に向けた具体的検討を行うため、令和6年12月より本検討会を開催。

## 障害児支援における研修体系創設の意義について

- 共通の理念や価値、知識と技術を学び合い、**質の高い支援を全国どの地域でも提供することを実現するための土台を築く。**
- **支援者自身の成長やキャリア形成。**
- 地域の支援者同士が互いに学び合い、事業所の垣根を超えて、**協働関係の地域づくりを進め、包括的な支援体制の充実を図っていく。**
- 学びや実践が、各地域において体系的に積み重ねられ、**こどもや家族をまんやかに、安心して支援が受けられる環境づくり。**
- 本研修を他のこども施策でも活用すること等により、**インクルージョン推進が促進され、共生社会の実現に向けた土台となる。**

## 障害児支援における研修の在り方について

- 支援者共通の基本姿勢として、「**障害のあるこどもとともに歩むための支援者の基本姿勢**」を整理。整理に当たっては、**こども・若者、子育て当事者の意見を反映。**

① 尊重し合いながら、ともに生きる

② 想いに寄り添い、ともに支え合う

③ 支援をともにつくる

④ 安心できる場をともに育てる

⑤ とともに学び合い、ともに育ち合う

- 「**こども施策の基本理念**」及び「**障害児支援の基本理念**」を中心に据えた研修体系を構築。

- 支援者における重要な共通要素として、**発達支援に必要な専門性を十分に発揮するために重要であると考えられるスキルや行動特性を9領域で整理。**

① 対人支援における倫理的姿勢

② 自己理解と省察

③ こどもの理解に基づく支援

④ 計画と評価に基づく支援の実践

⑤ 家族支援

⑥ 地域支援・地域連携

⑦ チームアプローチ

⑧ 虐待予防・対応

⑨ 相互理解・相互支援

- 障害児支援と子育て支援の両方の観点からの専門性を身につけるため、研修体系の構築に当たっては、「**①障害児支援に従事する支援者として**」、「**②本人支援**」、「**③家族支援**」、「**④地域支援・地域連携**」、「**⑤(日々の支援や業務の根拠となる)制度理解**」、「**⑥組織マネジメント**」の6つのカテゴリで整理。

- それぞれの求められる役割等を踏まえ、**3階層による段階的な研修体系を構築**。また、各研修を受講することにより期待される人材像を整理。

## 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要②～

### 研修の標準カリキュラムと効果的な実施手法について

- 障害児支援に従事する支援者が共通して習得すべき知識等について、全ての階層を通じて標準カリキュラムを整理。
- 障害児基礎・実践研修(仮称)については、全科目で動画の視聴により講義が可能な体制の整備を進めていく。また、学びの定着等につなげていく観点から、講義に加え、「受講者自身の振り返り」、「上司や先輩職員との対話」などの取組を、講義の前後で行うことを基本とする。
- 当該研修では、地域において合同研修の実施や他の事業所への見学等を念頭に置きつつ、地域の実情に応じた「地域交流」による学び合いを進めていく。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、講義はあらかじめ動画により受講した後、地域の実情に応じた創意工夫の下で検討された演習を受講。演習については、地域の支援者同士の関係づくりを進めていくことが期待されることから、対面研修を基本とする。

### 研修の実施主体について

- 障害児支援基礎・実践研修(仮称)については、事業者が実施主体として研修の実施を進める。また、事業所内のみで研修を実施することに限らず、国の標準カリキュラムに基づき、事業者団体や児童発達支援センターが実施する等、柔軟な運用を可能とする。
- 障害児支援リーダー研修(仮称)・障害児支援コア人材研修(仮称)については、都道府県・指定都市(以下「都道府県等」という。)が実施主体として研修の実施を進める。一方、障害児支援コア人材研修(仮称)については、地域性を考慮した上で、複数の都道府県等による合同開催等の柔軟な運用を可能とする。

### 研修の具体的運用に向けた方向性等について

- 本格実施に当たっては、3階層全ての研修を同時期に実施するのではなく、段階的に本格実施を進めていくことが適当。
- 修了評価は、知識及び技能の習得状況等の確認を目的とすることが適当。
- 国においては、研修検討委員会(仮称)の設置を進めるとともに、都道府県等で中心のかつ指導的な立場となる人材の育成等を進めていくことが必要。
- 都道府県等が、地域の実情に応じた創意工夫の下で研修の充実や人材育成を進めていくため、研修検討委員会(仮称)の設置を進めていくことが重要。
- 研修を効果的かつ円滑に進めていくため、国は実施主体向け(事業者・都道府県等)の手引きの作成を進めていくことが必要。
- 研修受講及び実施への動機づけとなる取組等も進めていくことが重要であり、取り組んだ成果の見える化を進めていくことが重要。
- 他のこども施策でも本研修の活用を進めていくため、他のこども施策の事業者等に対して広く周知していくことが重要。

### 本検討におけるこども・若者及び子育て当事者の意見反映について

- 本検討会では、障害児支援を利用している(又は利用した経験のある)、こども・若者、子育て当事者へのヒアリングを実施。
- こどもにとって、褒めてくれる、安心できる、信頼できる、大人や仲間の存在が重要であり、そうしたこどもにとって支えとなる関係性が土台となり、こどもは自らに向き合い、「頑張りたい。」という主体的な気持ちが育てられるとともに、支援者の専門性は、土台となる関係性があつた上で十分に発揮されるものである。
- 子育て当事者にとって、こどもの安全が最も重要。また、専門性も大切であるが、それ以上にこどもや家族に寄り添い、共感の姿勢や人間性が信頼の基盤となる。

# 障害児支援における人材育成に関する検討会報告書 ～概要③～

## 研修体系の全体像

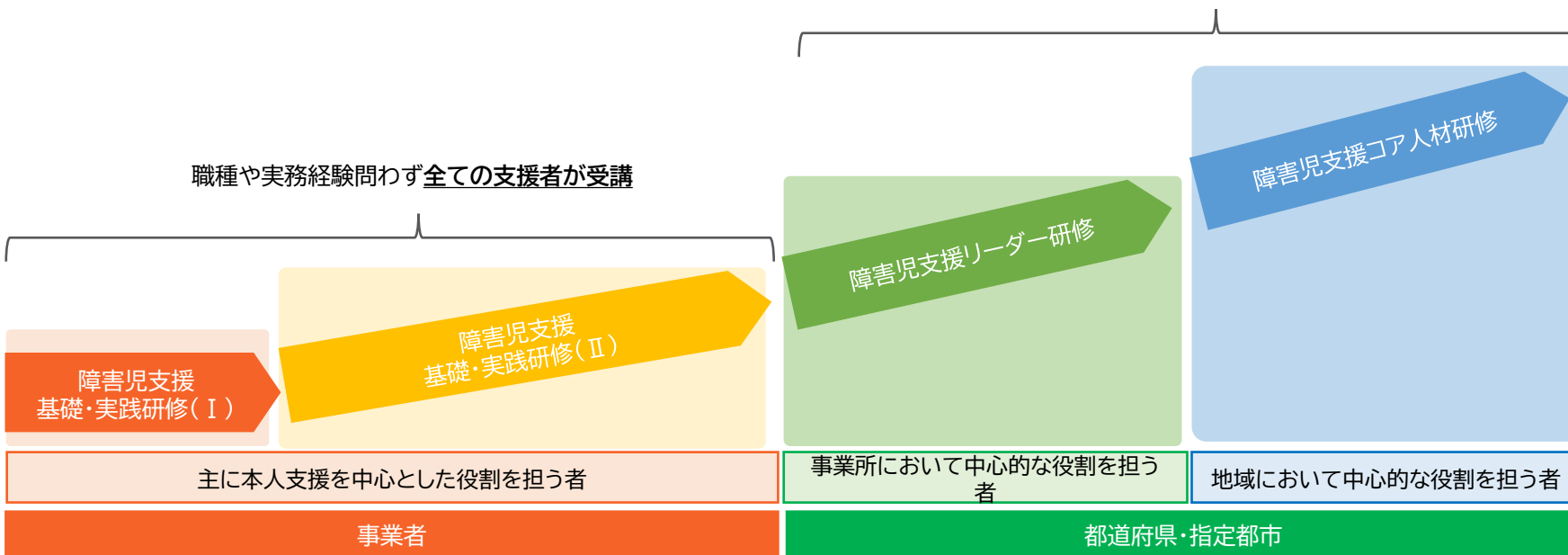
受講期間 (最長)	●入職後～半年程度まで	●基礎・実践研修(Ⅰ)修了後～3年目程度まで	●特に定めなし
実施時間 (目安)	約7時間程度	約22時間程度	約37～43時間程度
	7科目	22科目	19科目+演習2日間×2
			約32～40時間程度
			12科目+演習2日間×2

※障害児支援基礎・実践研修(Ⅰ)、(Ⅱ)は、1科目約60分での実施を想定した場合

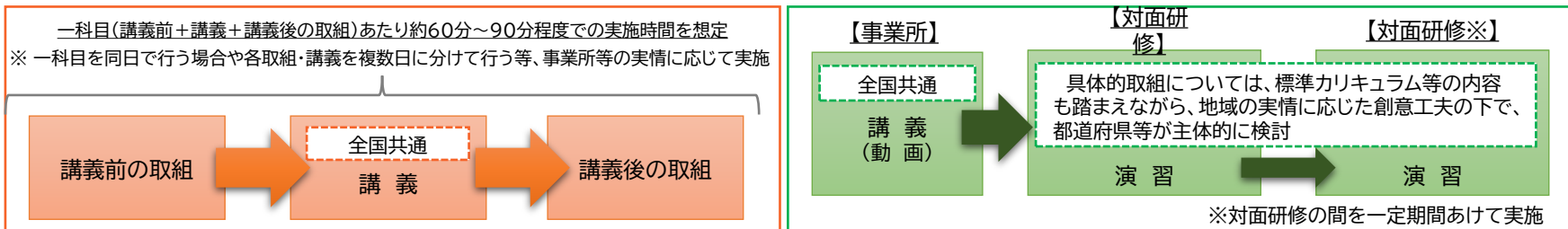
※障害児支援リーダー研修、コア人材研修は、1科目約60分、演習を90分～120分での実施を想定した場合

それぞれの役割等に応じた任意受講

### 研修の階層



### 実施イメージ



# 児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

## ガイドライン改訂の背景

- 児童発達支援事業所は、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約1万2,000箇所、利用者数約15万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、児童発達支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

## ガイドラインの目的

- 児童発達支援について、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、児童発達支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

## こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達 の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達 の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

## 児童発達支援の役割

- 主に就学前の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、障害のあるこどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を受けられるように支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

## 児童発達支援の目標

- アタッチメントの形成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

## 児童発達支援の方法

- こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。
- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

# 児童発達支援ガイドライン(令和6年7月)(概要版②)

## 児童発達支援の内容

- ①本人支援  
「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の**5領域**の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援
- ②家族支援  
こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援
- ③移行支援  
こどもが、可能な限り、地域の保育、教育等を楽しみ、その中で適切な支援を受けられるようしていく支援、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援
- ④地域支援・地域連携  
こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携によるこどもや家族の支援

## 児童発達支援の流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、児童発達支援計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援を利用するこどもと家族のニーズを適切に把握し(**5領域の視点等を踏まえたアセスメント**)、児童発達支援が提供すべき支援の内容を踏まえて児童発達支援計画を作成し(**将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成**)、全ての職員が児童発達支援計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した児童発達支援計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 児童発達支援計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、児童発達支援計画の見直しを行っていく。

## 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。
- ※ 市町村、医療機関、保育所や幼稚園、他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、学校や放課後等デイサービス事業所、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用するこどもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

## 組織運営管理

- **自己評価**については、**従業者評価及び保護者評価**を踏まえ、**全職員による共通理解**の下で、事業所全体として行う必要がある。
- **総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化**を図るため、**5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)**を作成する必要がある。

## 衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する**委員会**の定期的な開催や、**指針**の整備、**研修や訓練**の定期的な実施、**業務継続計画(BCP)**の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な**設備**、**具体的計画**の作成や周知、定期的な**避難訓練**、**事業継続計画(BCP)**の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:**安全計画**の策定、事故発生時の**都道府県・市町村・家族等への報告**、緊急時における対応方法についての**マニュアル**の策定・訓練、**救急対応**に関する知識と技術の習得が必要。

## 権利擁護

- **虐待防止委員会**の定期的な開催やその結果の職員への**周知徹底**、職員に対する**研修の定期的な実施**やこれらの措置を適切に実施するための**担当者の配置**が必要。
- **身体拘束等の適正化を図る措置**(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

# 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版①)

## ガイドライン改訂の背景

- 放課後等デイサービスは、平成24年の児童福祉法改正により位置づけられて以降、事業所数約2万箇所、利用者数約30万人と飛躍的に増加(令和4年度)。
- 令和3年から令和5年にかけてとりまとめられた各種報告書や、令和4年の児童福祉法改正により児童発達支援センターが地域の障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されたこと、令和5年度のこども家庭庁創設によりこども施策全体の中で障害児支援を進めることとされたこと等を踏まえ、支援の質の確保及びその向上をより一層図るため、放課後等デイサービスにおける支援の内容を示し、一定の質を担保するための全国共通の枠組みとして示しているガイドラインを改訂。

## ガイドラインの目的

- 放課後等デイサービスについて、障害のあるこどもやその家族に対して質の高い支援を提供するため、支援の内容や運営及びこれに関連する事項を定めるもの。

## こども施策の基本理念

- 全てのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- 全てのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会の様々な活動に参加できること。
- 全てのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

## 障害児支援の基本理念

- 障害の特性を踏まえたニーズに応じた発達支援の提供(こどものウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 合理的配慮の提供(社会的なバリアを取り除くための対話・検討)
- 家族支援の提供(家族のウェルビーイングの向上、エンパワメントを前提とした支援)
- 地域社会への参加・包摂(インクルージョン)の推進(一般のこども施策との併行利用や移行に向けた支援、地域で暮らす他のこどもとの交流などの取組)
- 事業所や関係機関と連携した切れ目のない支援の提供(関係機関や関係者の連携による切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築)

## 放課後等デイサービスの役割

- 学齢期の障害のあるこどもに対し、個々の障害の状態や発達の状況、障害の特性等に応じた発達上のニーズに合わせて本人への発達支援(本人支援)を行うほか、こどもの発達の基盤となる家族への支援(家族支援)を行うこと。
- 全てのこどもが共に成長できるよう、学校、特別支援学校、専修学校等と連携を図りながら、小学生の年齢においては放課後児童クラブ等との併行利用や移行に向けた支援を行うとともに、学齢期全般において地域の一員としての役割の発揮や地域の社会活動への参加・交流を行うことができるよう支援(移行支援)を行うほか、こどもや家庭に関わる関係機関と連携を図りながら、こどもや家族を包括的に支援(地域支援・地域連携)していくこと。

## 放課後等デイサービスの目標

- 生きる力の育成とこどもの育ちの充実
- 家族への支援を通じたこどもの暮らしや育ちの安定
- こどもと地域のつながりの実現
- 地域で安心して暮らすことができる基盤づくりの推進

## 放課後等デイサービスの方法

○ こどもの発達の過程や障害の特性等に応じた発達上のニーズを丁寧に把握(※1)し理解した上で、全てのこどもに総合的な支援(※2)を提供することを基本としつつ、こどもの発達段階や特性など、個々のニーズに応じて、特定の領域に重点を置いた支援(※3)を組み合わせるなど、包括的かつ丁寧にオーダーメイドの支援を行っていくことが重要。

- ※1 本人支援の5領域(「健康・生活」、「運動・感覚」、「認知・行動」、「言語・コミュニケーション」、「人間関係・社会性」)の視点等を踏まえたアセスメントを行うことが必要。
- ※2 個々のこどもに応じた、生活や遊び等の中での、5領域の視点を網羅した支援
- ※3 5領域の視点を網羅した支援(総合的な支援)を行うことに加え、理学療法士等の有する専門性に基づきアセスメントを行い、計画的及び個別・集中的に行う、5領域のうち特定(又は複数)の領域に重点を置いた支援

# 放課後等デイサービスガイドライン(令和6年7月)(概要版)

## 放課後等デイサービスの内容

<p><b>①本人支援</b> 「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の<b>5領域</b>の視点を網羅した個々のこどもに応じたオーダーメイドの支援を<b>4つの基本活動を組み合わせて</b>提供する。</p> <table border="1"> <tr> <td>日常生活の充実と自立支援のための活動</td> <td>多様な遊びや体験活動</td> </tr> <tr> <td>地域交流の活動</td> <td>こどもが主体的に参画できる活動</td> </tr> </table>	日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動	地域交流の活動	こどもが主体的に参画できる活動	<p><b>②家族支援</b> こどもの成長や発達の基盤となる親子関係や家庭生活を安定・充実させる支援</p>	<p><b>③移行支援</b> こどもが、可能な限り、地域において放課後等に行われている多様な学習・体験・活動や居場所を享受し、その中で適切な支援を受けられるようにしていくことや、同年代のこどもをはじめとした地域における仲間づくりを図っていく支援</p>	<p><b>④地域支援・地域連携</b> こどもの育ちや家庭の生活の支援に関わる保健・医療・福祉・教育・労働等の関係機関や障害福祉サービス等事業所等との連携による支援</p>
日常生活の充実と自立支援のための活動	多様な遊びや体験活動						
地域交流の活動	こどもが主体的に参画できる活動						

## 放課後等デイサービスの流れ

- 障害児相談支援事業所が、障害児支援利用計画を作成し、その後、児童発達支援管理責任者が、障害児支援利用計画における総合的な援助の方針等を踏まえ、放課後等デイサービス計画を作成し、これに基づき日々の支援が提供される。
- 児童発達支援管理責任者は、放課後等デイサービスを利用することもと家族のニーズを適切に把握し(5領域の視点を踏まえたアセスメント)、放課後等デイサービスが提供すべき支援の内容を踏まえて放課後等デイサービス計画を作成し(将来に対する見通しを持ち、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて作成)、全ての職員が放課後等デイサービス計画に基づいた支援を行っていけるように調整する。作成した放課後等デイサービス計画は、障害児相談支援事業所へ交付する。
- 放課後等デイサービス計画は、概ね6か月に1回以上モニタリングを行うこととなっており、モニタリングの結果に基づき、放課後等デイサービス計画の見直しを行っていく。

## 関係機関との連携

- 障害のあるこどもの発達支援は、こども本人が支援の輪の中心となり、様々な関係者や関係機関(※)が関与して行われる必要があり、これらの関係者や関係機関は連携を密にし、適切に情報を共有することにより、障害のあるこどもに対する理解を深めることが必要。  
※ 市町村、医療機関、学校等、他の放課後等デイサービスや児童発達支援事業所、放課後児童クラブ等、こども家庭センターや児童相談所、(自立支援)協議会等
- セルフプランにより複数の事業所等を利用することもについては、適切な障害児支援の利用の観点から、利用する全ての事業所間において、こどもの状態や支援状況の共有等を行うなど、特に連携を図ることが重要。

## 組織運営管理

- 自己評価については、従業員評価及び保護者評価を踏まえ、全職員による共通理解の下で、事業所全体として行う必要がある。
- 総合的な支援の推進と事業所等が提供する支援の見える化を図るため、5領域との関連性を明確にした事業所等における支援の実施に関する計画(支援プログラム)を作成する必要がある。

## 衛生管理・安全管理対策等

- 衛生管理:感染症対応として、対策を検討する委員会の定期的な開催や、指針の整備、研修や訓練の定期的な実施、業務継続計画(BCP)の策定が必要。
- 非常災害対策:非常災害に備えて、消火設備等の必要な設備、具体的計画の作成や周知、定期的な避難訓練、事業継続計画(BCP)の策定が必要。市町村が作成する個別避難計画への協力(計画作成に当たっては、こどもの状況等をよく把握している相談支援事業所等の参画が想定されることから、当該相談支援事業所等との間で災害時の対応について意思疎通を図っておくこと)も重要。
- 安全管理対策:安全計画の策定、事故発生時の都道府県・市町村・家族等への報告、緊急時における対応方法についてのマニュアルの策定・訓練、救急対応に関する知識と技術の習得が必要。

## 権利擁護

- 虐待防止委員会の定期的な開催やその結果の職員への周知徹底、職員に対する研修の定期的な実施やこれらの措置を適切に実施するための担当者の配置が必要。
- 身体拘束等の適正化を図る措置(①身体拘束等の記録、②身体拘束適正化検討委員会の定期開催、③指針の整備、④研修の実施)を講じる必要。

# 参考資料



# 成年後見制度の見直し等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
企画課  
障害福祉課地域生活・発達障害者支援室  
精神・障害保健課

## 成年後見制度の見直し等について

- 民法において、成年後見制度が規定されている。

法定後見制度：本人の判断能力が不十分になった後に、本人の判断能力に応じて家庭裁判所により選任された①成年後見人、②保佐人又は③補助人が本人を保護、支援する制度

任意後見制度：本人が十分な判断能力を有する時に、任意後見人や委任する事務を契約で定めておき、本人の判断能力が不十分になった後に、任意後見人が任意後見監督人の監督を受けつつ事務を行う制度

- 令和6年4月以降、法制審議会民法（成年後見等関係）部会において成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。令和7年6月には中間試案が示された。（第147回障害者部会で報告）
- その後、同民法（成年後見等関係）部会での調査審議において、3ページのとおり、法定後見制度について、現行の後見及び保佐の類型を廃止し補助の制度に一元化する案が示されている。

⇒今後、現行の成年後見人、保佐人、補助人について見直しが行われる場合には、障害保健福祉関係法令において、関係する規定（※）についても、併せて修正を行うことを予定している。

（※）身体障害者福祉法、精神保健福祉法、知的障害者福祉法、障害者総合支援法等における、市町村長による後見・保佐・補助開始の審判の請求に関する規定、「家族等」や「保護者」等に関する規定を想定。

# 法定後見制度の見直しの概要

令和8年1月  
法務省民事局

法定後見制度	本人の判断能力が不十分である場合に、家庭裁判所によって選任された者が本人を支援する制度					
現行の制度	事理弁識能力の程度によって、利用できる制度が画一的に法定されている					
対象者の能力	不十分		著しく不十分		欠く常況	
制度	補助		保佐		後見	
支援を行う者	補助人		保佐人		後見人	
支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の一部の取消し	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部+それ以外の行為の取消し	包括代理	日常行為以外の行為の全部の取消し
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
見直し後の制度	適用範囲の拡大				廃止	
対象者の能力	不十分			欠く常況		
制度	補助			選択可		
	代理	取消し	取消しの特則			
必要とする支援の内容	特定の行為の代理	重要な財産上の行為の全部又は一部の取消し	重要な財産上の行為の全部の取消し+それ以外の行為の取消し			
	必要とする支援の内容によって、利用する制度を選択					
制度	代理権付与の審判	要同意事項の審判	特定補助人を付する処分の審判			
支援を行う者	補助人	補助人	特定補助人			
支援を行う者の権限	特定の行為の代理権	特定の重要な財産上の行為の同意権・取消権	特定の重要な財産上の行為の取消権 + 意思表示の受領・保存行為			

# 障害者虐待事例への対応状況調査結果等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課 地域生活・発達障害者支援室

## 調査結果

- 厚生労働省において実施している「令和6年度障害者虐待事例対応状況調査結果（令和7年12月公表）」の調査結果の主なポイントは、以下のとおり。
  - ・ 養護者虐待は「相談・通報件数」が大幅に増加する中、「虐待判断件数」及び「被虐待者数」ともに増加。一方で、施設従事者等虐待は「相談・通報件数」及び「虐待判断件数」は増加、「被虐待者数」は昨年度からは減少。
  - ・ 通報者の割合は、養護者虐待は「警察」が半数以上の55.9%を占める。施設従事者等虐待では、「当該施設・事業所の職員」「当該施設・事業所の設置者・管理者」からの通報が37.1%を占める。
  - ・ 養護者虐待の被虐待者の障害種別では、精神障害が47.6%で知的障害の43.0%を上回り、初めて最多となった。
  - ・ 虐待の発生要因は、養護者虐待は「家庭における被虐待者と虐待者の人間関係」「虐待者が虐待と認識していない」が多く、障害福祉施設従事者等による虐待は「教育・知識・介護技術等に関する問題」「倫理観や理念の欠如」「職員のストレスや感情コントロールの問題」が多い。
- それぞれの数値の増加の背景としては、主に以下のようなものが考えられる。
  - ・ 養護者虐待では、ひきこもりや8050問題等を背景に、警察からの通報が増加
  - ・ 施設従事者等虐待では、虐待防止措置の義務化や減算の強化等で事業所職員等の虐待防止・権利擁護への意識が高まったことによる相談・通報件数の増加や、新規参入事業所の増加等によるサービス提供事業所数・利用者数の増加

### <養護者による障害者虐待> (P3、4参照)

- ・ 相談・通報件数 : 11,656件 (対前年度1,684件 (16.9%) 増)
- ・ 虐待判断件数 : 2,503件 (対前年度220件 (9.6%) 増) 被虐待者数 : 2,518人 (対前年度233人 (10.2%) 増)
- ・ 相談・通報者 : 警察55.9%、本人11.9%、施設・事業所の職員9.9%、相談支援専門員9.1% 等
- ・ 虐待行為の種類 : 身体的虐待66.1%、心理的虐待31.9%、経済的虐待16.5%、放棄、放置11.5%、性的虐待2.3%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度57.7%、中度31.4%、重度10.9%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 精神障害47.6%、知的障害43.0%、身体障害15.9% 等 ※行動障害がある者は23.4%
- ・ 発生要因 : 家庭における被虐待者と虐待者の人間関係45.0%、虐待者が虐待と認識していない40.1% 等

### <障害者福祉施設従事者等による障害者虐待> (P5、6参照)

- ・ 相談・通報件数 : 5,870件 (対前年度252件 (4.5%) 増)
- ・ 虐待判断件数 : 1,267件 (対前年度73件 (6.1%) 増) 被虐待者数 : 2,010人 (対前年度346人 (14.7%) 減)
- ・ 相談・通報者 : 当該施設・事業所職員20.5%、当該施設・事業所設置者・管理者16.5%、本人13.8% 等
- ・ 虐待行為の種類 : 身体的虐待51.6%、心理的虐待47.3%、性的虐待11.1%、放棄、放置8.5%、経済的虐待7.2%
- ・ 虐待行為の影響の程度 : 軽度70.9%、中度22.8%、重度6.3%
- ・ 被虐待者の障害種別 : 知的障害67.9%、身体障害21.3%、精神障害17.2% 等 ※行動障害がある者は38.2%
- ・ 事業所種別 : 共同生活援助31.6%、障害者支援施設19.2%、放課後等デイサービス12.4%、生活介護11.3% 等
- ・ 発生要因 : 教育・知識・介護技術等に関する問題67.5%、倫理観や理念の欠如60.2%、  
職員のストレスや感情コントロールの問題58.7% 等

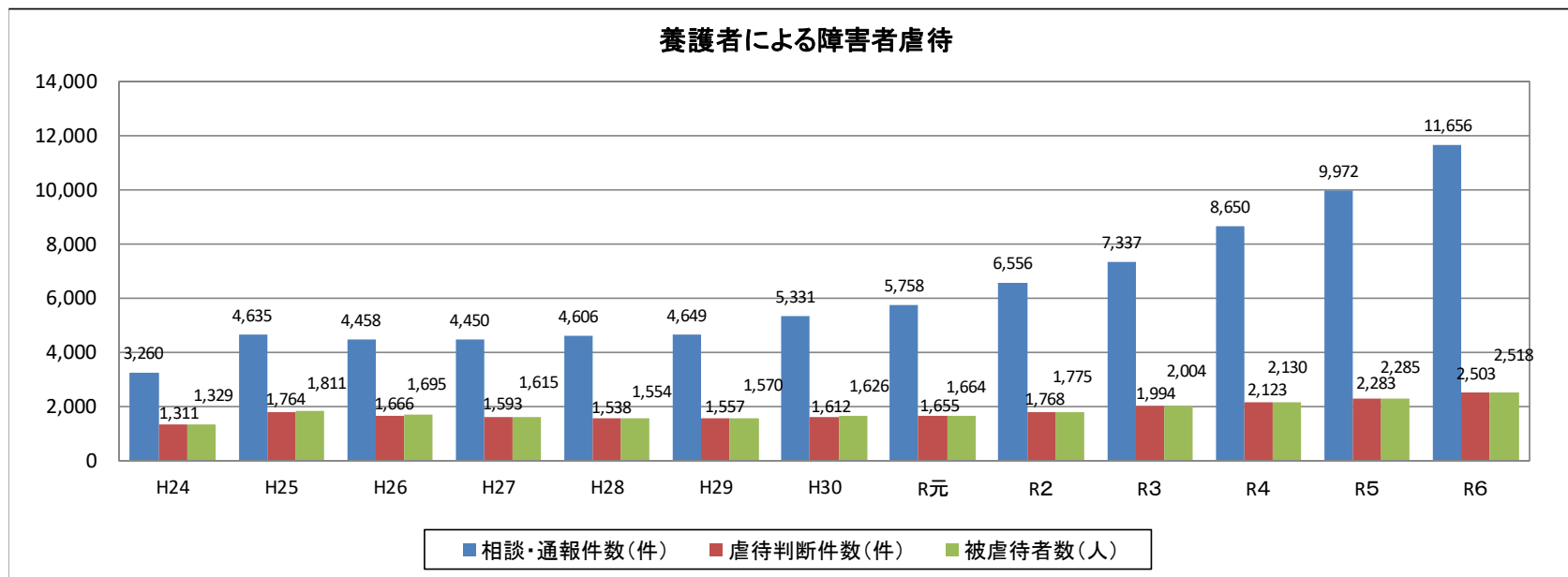
## 今後の対応

- 養護者虐待の防止については、障害者虐待に関する知識・理解の啓発や地域における虐待防止ネットワークの構築等を通して、障害者虐待の未然防止や早期発見、必要な養護者支援（※）へ適切につないでいくこと等に取り組む。  
（※）「養護者支援」とは、例えばサービス等利用計画を見直し、短期入所等の障害福祉サービス等の利用を増やす等により、養護者の負担を軽減し、障害者虐待の発生を予防すること等をいう。
- 施設従事者虐待の防止については、以下の取組をさらに進めていくことで、虐待防止や早期発見の取組の徹底、分析の強化等を実施する。
  - ・ 通報義務のさらなる周知徹底
  - ・ 虐待件数が多いグループホームと障害者支援施設の要因分析のための深掘り調査（本年4月に厚生労働省ホームページで公表予定）
- また、令和6年度報酬改定における下記取組を着実に推進することにより、障害者虐待の防止にもつなげていく。
  - ・ 令和4年度に義務化された障害者虐待防止措置が未実施の場合に対する減算措置の導入
  - ・ 身体拘束廃止未実施減算について、入所施設・居住系サービスにおける減算額の引上げ
  - ・ 障害福祉サービス事業所における支援の質の確保の観点から、共同生活援助、障害者支援施設において、地域連携推進会議を設置するなど、地域の関係者を含む外部の目（又は第三者による評価）を定期的に入れる取組の義務化
  - ・ 強度行動障害の状態にある児者への支援体制の強化（重度障害者支援加算の拡充、集中的支援加算の創設）
- なお、グループホームについては、指定のあり方の検討に加え、ガイドラインの策定や管理者の資格要件の創設等、サービスの質の確保のための検討等を並行して進めていく。
- あわせて、自治体における障害者虐待への対応の徹底を図るため、以下のような取組も通じて、自治体や障害福祉サービス事業所における障害者虐待防止や早期発見の取組の徹底を図っていく。
  - ・ 都道府県・市町村における虐待対応体制の整備のための国庫補助（虐待防止対策支援事業）
  - ・ 都道府県による自治体や事業所向けの研修等の質の向上
  - ・ 重篤事案の検証による再発防止策の検討
  - ・ 全国会議等で、自治体における障害者虐待の通報への対応の徹底について依頼

## 1. 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待> 経年グラフ

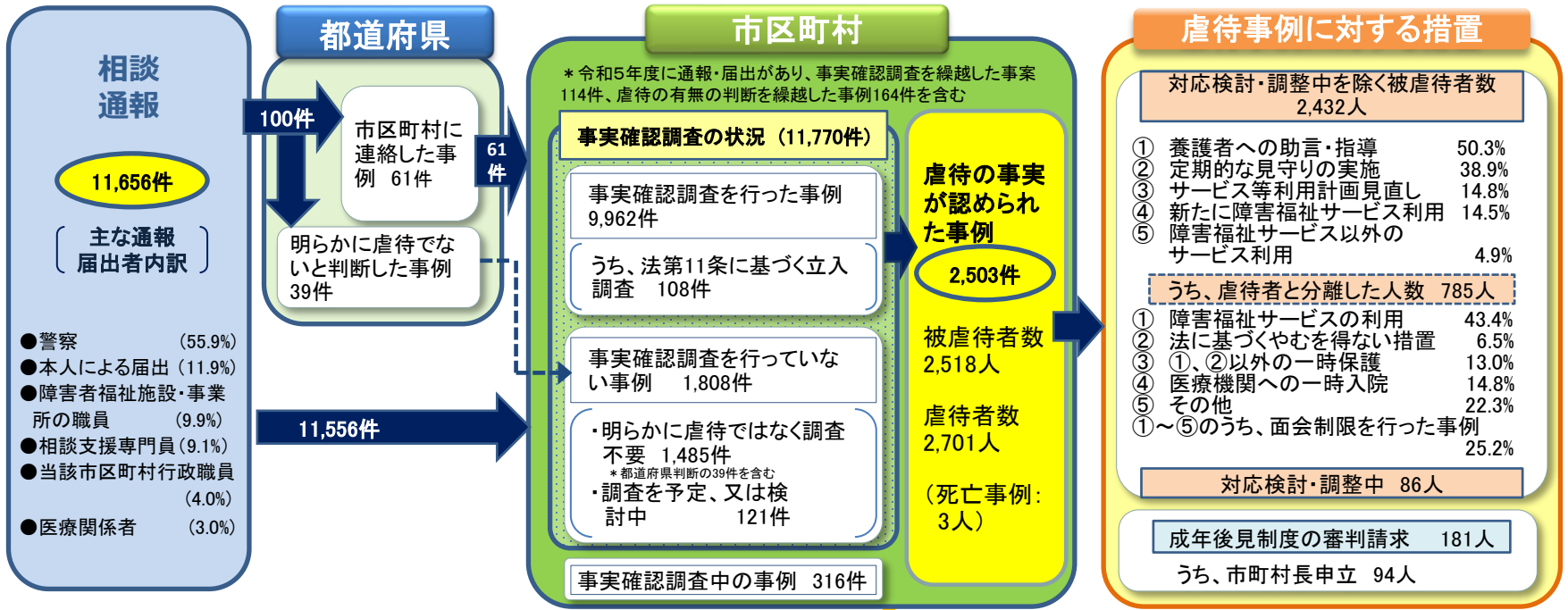
- ・令和6年度の養護者による障害者虐待の相談・通報件数は11,656件であり、令和5年度から1,684件(16.9%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は2,503件であり、令和5年度から220件(9.6%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,518人であり、令和5年度から233人(10.2%)増加。

養護者	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	3,260	4,635	4,458	4,450	4,606	4,649	5,331	5,758	6,556	7,337	8,650	9,972	11,656
虐待判断件数(件)	1,311	1,764	1,666	1,593	1,538	1,557	1,612	1,655	1,768	1,994	2,123	2,283	2,503
被虐待者数(人)	1,329	1,811	1,695	1,615	1,554	1,570	1,626	1,664	1,775	2,004	2,130	2,285	2,518



\* 平成24年度は下半期のみデータ

# 令和6年度 障害者虐待対応状況調査<養護者による障害者虐待>



### 虐待者(2,701人)

- 性別 男性(63.3%)、女性(36.7%)
- 年齢 60歳以上(38.5%)、50～59歳(26.7%)、40～49歳(16.3%)
- 続柄 母(24.1%)、父(22.8%)、夫(16.7%)、兄弟(11.3%)、その他(10.6%)

### 虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
66.1%	2.3%	31.9%	11.5%	16.5%

市区町村職員が判断した虐待の発生要因や状況(複数回答)

家庭における被虐待者と虐待者の人間関係	45.0%
虐待者が虐待と認識していない	40.1%
虐待者の知識や情報の不足	23.9%
被虐待者の介護度や支援度の高さ	23.5%
虐待者の介護疲れ	20.9%
虐待者の介護等に関する強い不安や悩み・介護ストレス	18.6%
家庭における経済的困窮(経済的問題)	17.0%

### 被虐待者(2,518人)

- 性別 男性(35.5%)、女性(64.5%) ※性別不明:1名
- 年齢 50～59歳(22.8%)、20～29歳(22.3%)、40～49歳(18.3%)、30～39歳(17.9%)
- 障害種別(重複障害あり)

身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	難病等
15.9%	43.0%	47.6%	4.3%	2.9%

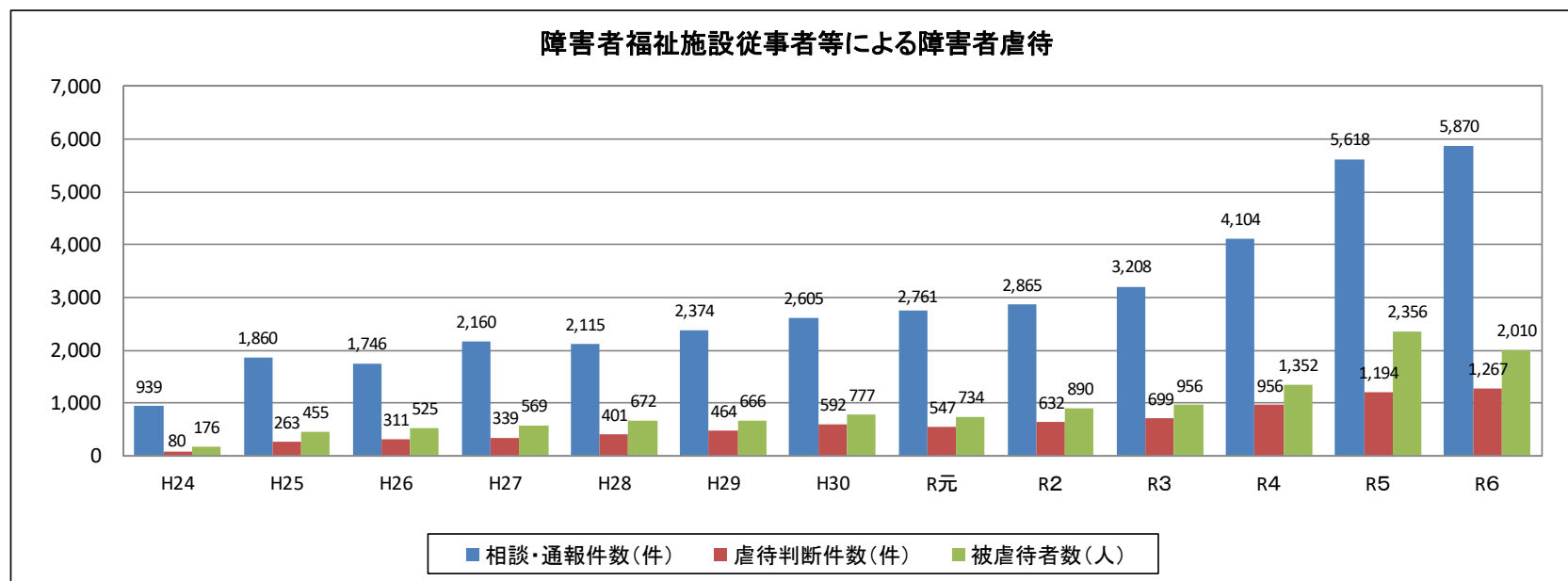
- 障害支援区分のある者 (47.4%)
- 行動障害がある者 (23.4%)
- 虐待者と同居 (84.2%)
- 世帯構成 両親(14.0%)、その他(13.9%)、配偶者(12.5%)、両親・兄弟姉妹(11.4%)、単身(9.7%)、母(9.4%)

## 2. 障害者虐待対応状況調査＜障害者福祉施設従事者等による障害者虐待＞ 経年グラフ

- ・令和6年度の障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の相談・通報件数は5,870件であり、令和5年度から252件(4.5%)増加。
- ・令和6年度の虐待判断件数は1,267件であり、令和5年度から73件(6.1%)増加。
- ・令和6年度の被虐待者数は2,010人であり、令和5年度から346人(14.7%)減少。

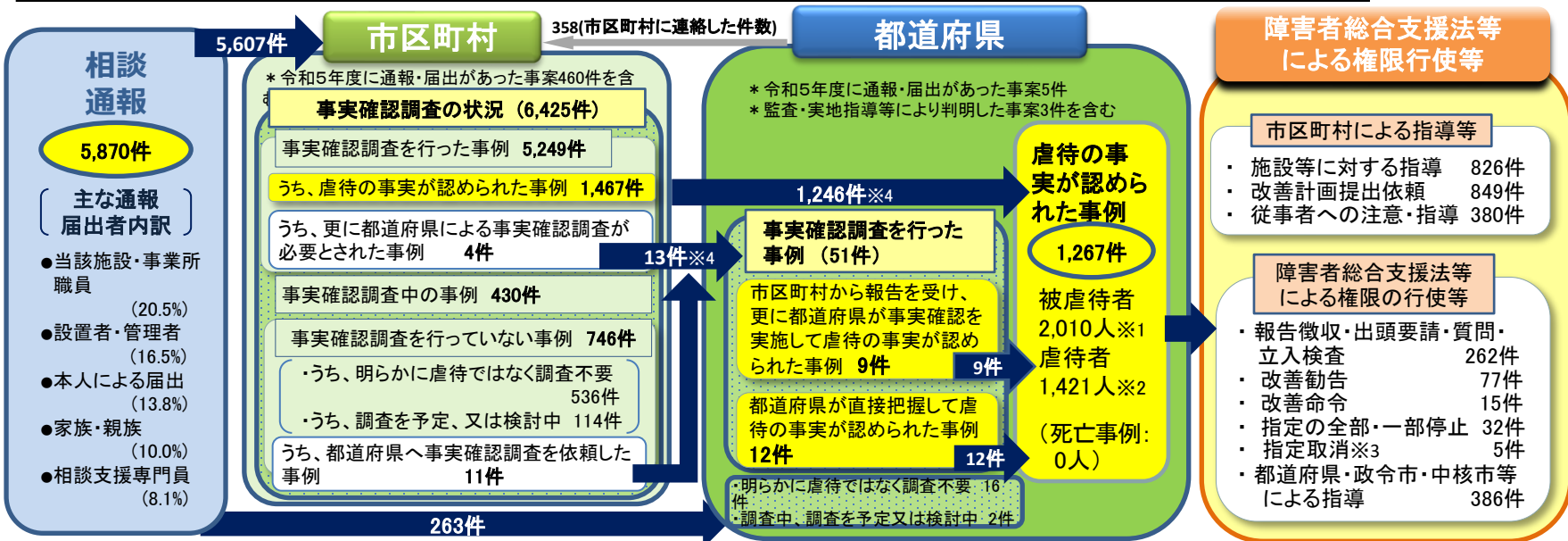
障害者福祉施設従事者等	平成(年度)							令和(年度)					
	24	25	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5	6
相談・通報件数(件)	939	1,860	1,746	2,160	2,115	2,374	2,605	2,761	2,865	3,208	4,104	5,618	5,870
虐待判断件数(件)	80	263	311	339	401	464	592	547	632	699	956	1,194	1,267
被虐待者数*(人)	176	455	525	569	672	666	777	734	890	956	1,352	2,356	2,010

\*被虐待者が特定できなかった事例を除く



\* 平成24年度は下半期のみのデータ

# 令和6年度 障害者虐待対応状況調査<障害者福祉施設従事者等による障害者虐待>



- 相談通報**
- 5,870件**
- 【主な通報届出者内訳】
- 当該施設・事業所職員 (20.5%)
  - 設置者・管理者 (16.5%)
  - 本人による届出 (13.8%)
  - 家族・親族 (10.0%)
  - 相談支援専門員 (8.1%)

\* 令和5年度に通報・届出があった事案460件を含む

**事実確認調査の状況 (6,425件)**

事実確認調査を行った事例 5,249件

うち、虐待の事実が認められた事例 1,467件

うち、更に都道府県による事実確認調査が必要とされた事例 4件

事実確認調査中の事例 430件

事実確認調査を行っていない事例 746件

- ・うち、明らかに虐待ではなく調査不要 536件
- ・うち、調査を予定、又は検討中 114件

うち、都道府県へ事実確認調査を依頼した事例 11件

\* 令和5年度に通報・届出があった事案5件

\* 監査・実地指導等により判明した事案3件を含む

**虐待の事実が認められた事例 1,267件**

被虐待者 2,010人※1

虐待者 1,421人※2

(死亡事例: 0人)

市区町村から報告を受け、更に都道府県が事実確認を実施して虐待の事実が認められた事例 9件

都道府県が直接把握して虐待の事実が認められた事例 12件

・明らかに虐待ではなく調査不要 16件

・調査中、調査を予定又は検討中 2件

- 虐待者(1,421人) ※2**
- 性別  
男性(66.3%)、女性(33.7%)
  - 年齢  
60歳以上(21.5%)、50～59歳(16.8%)、40～49歳(14.9%)
  - 職種  
生活支援員(43.4%)、管理者(10.1%)、世話人(9.9%)、その他従事者(7.1%)、サービス管理責任者(6.3%)

虐待行為の類型(複数回答)

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	放棄、放置	経済的虐待
51.6%	11.1%	47.3%	8.5%	7.2%

市区町村等職員が判断した虐待の発生要因(複数回答)

教育・知識・介護技術等に関する問題	67.5%
職員のストレスや感情コントロールの問題	58.7%
倫理観や理念の欠如	60.2%
虐待を助長する組織風土や職員間の関係性の悪さ	24.6%
人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ	29.8%

障害者虐待の事実が認められた事業所種別

事業所種別	件数	構成割合
障害者支援施設	243	19.2%
居宅介護	27	2.1%
重度訪問介護	10	0.8%
行動援護	5	0.4%
療養介護	44	3.5%
生活介護	143	11.3%
短期入所	33	2.6%
重度障害者等包括支援	1	0.1%
自立訓練	7	0.6%
就労移行支援	8	0.6%
就労継続支援A型	40	3.2%
就労継続支援B型	99	7.8%
共同生活援助	401	31.6%
一般相談支援事業及び特定相談支援	4	0.3%
移動支援	12	0.9%
地域活動支援センター	8	0.6%
福祉ホーム	1	0.1%
児童発達支援	24	1.9%
放課後等デイサービス	157	12.4%
合計	1,267	100.0%

- 被虐待者(2,010人) ※1**
- 性別  
男性(65.6%)、女性(34.4%)
  - 年齢  
20～29歳(18.2%)、50～59歳(17.6%)、40～49歳(16.1%)、～19歳(15.5%)
  - 障害種別(重複障害あり)
- | 身体障害  | 知的障害  | 精神障害  | 発達障害 | 難病等  |
|-------|-------|-------|------|------|
| 21.3% | 67.9% | 17.2% | 4.4% | 1.6% |
- 障害支援区分のある者 (73.7%)
  - 行動障害がある者 (38.2%)

※1 不特定多数の利用者に対する虐待のため被虐待障害者が特定できなかった等の29件を除く1,238件が対象。

※2 施設全体による虐待のため虐待者が特定できなかった92件を除く1,175件が対象。

※3 指定取消は、虐待行為のほか人員配置基準違反や不正請求等の違反行為等を理由として行ったもの。

※4 同じ事例で、複数の市区町村が報告した事例等があるため一致しない。

# 精神科病院における業務従事者 による障害者虐待の状況等について

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
精神・障害保健課

## 精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等について

- 令和4年の精神保健福祉法（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）の改正により、令和6年4月以降、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した者は、速やかに都道府県・指定都市に通報することが義務づけられた。
- また、同改正において、都道府県知事（指定都市の市長）に精神科病院における業務従事者による障害者虐待の状況等を公表することが義務づけられており、その状況を集計した。

### 1. 業務従事者による障害者虐待の状況

- 法第40条の3に基づき、通報・届出があった件数は、全体で6,258件であり、その内訳は、業務従事者による障害者虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報・相談件数が1,514件、業務従事者による障害者虐待を受けたと精神障害者による届出・相談件数が4,744件であった。
- 虐待の事実を認定した件数は260件あり、認定した虐待の事実に係る被虐待者数は413人であった。その内訳は、男性192人、女性209人、不明・その他12人であった。
- 認定した虐待の種別・類型毎の件数は、身体的虐待158件、心理的虐待131件、性的虐待23件、放棄・放置（ネグレクト）23件、経済的虐待4件であった。

## 2. 業務従事者による障害者虐待があった場合に採った措置

- 業務従事者による障害者虐待があった場合に採られた措置は、次のとおりであった。
  - ・ 業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数：258件
  - ・ 診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数：170件
  - ・ 職員又は精神保健指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数：172件
  - ・ 職員又は精神保健指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数：220件
  - ・ 精神保健指定医により、入院患者の診察を行った件数：16件
  - ・ 改善計画の提出を求めた件数：189件
  - ・ 提出された改善計画の変更を命じた件数：4件
  - ・ 必要な措置を採ることを命じた件数：8件
  - ・ 法第40条の6第1項の命令に従わなかった病院のうち、その旨を公表した件数：0件
  - ・ 入院に係る医療提供の全部又は一部の制限を命じるとともに公示を行った件数：0件

## 3. 虐待を行った業務従事者の職種

- 認定した虐待の事実に係る被虐待者に虐待を行った業務従事者の主たる職種ごとの人数は、次のとおりであった。
  - ・ 医師14人、看護師202人、准看護師58人、看護助手54人、保健師0人、作業療法士2人、精神保健福祉士3人、社会福祉士0人、公認心理師0人、医療事務0人、その他業務従事者9人、不明9人